

平成 30 年 6 月 15 日

(件名)

静岡県地域防災計画の修正について

(危機管理部危機政策課)

1 概要

県は、地域防災計画を「災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)」第 40 条の規定に基づき、静岡県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、静岡県の地域に係る防災対策の大綱として定める。

地域防災計画は、社会環境の変化、施設整備の強化等に伴い、実態に即したものとするため、必要に応じて修正することとされている。

本年度の静岡県地域防災計画の修正(案)の概要は、以下のとおりである。

2 修正内容

(1) 県が策定した各種計画・推進施策等の反映

ア 避難所運営マニュアルの改訂

避難所運営主体は利用者であること、在宅生活継続の準備、携帯トイレの備え等を修正

イ 重要道路沿道建築物の耐震化

緊急輸送ルートや避難路の通行確保のため、道路整備の他、沿道建築物等の耐震化を促進する旨を追記

ウ 避難所のペット飼育管理ガイドライン

避難所における愛玩動物の取扱について、策定したガイドラインを広く住民に周知を行う旨を追記

エ 南海トラフ地震に関連する情報に対する対応

「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)発表時の県の暫定的な対応について追記

(2) 国が策定した各種計画・推進施策等の反映

○ 避難勧告等に関するガイドライン

津波に対しては、時間的猶予がある場合を除き、原則避難指示(緊急)のみを発令することを修正

(3) その他

○ 指定地方行政機関の追加

○ 組織改編に伴う修正

○ 津波災害特別警戒区域の指定市町を掲載

○ 「巻」として分冊化されている冊子の合冊

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考																												
共通 -3	<p>1 共通対策の巻</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 東京航空局東京空港事務所</td> <td>ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁 第三管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	国土交通省 東京航空局東京空港事務所	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること	(略)	(略)	海上保安庁 第三管区海上保安本部	(略)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	<p>1 共通対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 東京航空局東京空港事務所</td> <td>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁 第三管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境省 関東地方環境事務所</td> <td>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</td> </tr> <tr> <td>防衛省 南関東防衛局</td> <td>ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	国土交通省 東京航空局東京空港事務所	ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること	(略)	(略)	海上保安庁 第三管区海上保安本部	(略)	環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	<p>○ 災害時に必要である調査、救命救急等の航空機の運航が含まれる表現に修正</p> <p>○ 新たに指定地方行政機関に追加</p>
機関名	処理すべき事務又は業務																														
(略)	(略)																														
国土交通省 東京航空局東京空港事務所	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること																														
(略)	(略)																														
海上保安庁 第三管区海上保安本部	(略)																														
(追加)	(追加)																														
(追加)	(追加)																														
機関名	処理すべき事務又は業務																														
(略)	(略)																														
国土交通省 東京航空局東京空港事務所	ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること																														
(略)	(略)																														
海上保安庁 第三管区海上保安本部	(略)																														
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援																														
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援																														
共通 -11	<p>第4節 予想される災害と地域</p> <p>1 地震・津波</p> <p>(略)</p> <p>○ 最近では、平成8年10月の川根町（現島田市川根町）直下を震源とするM4.3の地震や、平成13年4月の静岡市の一部で震度5強を記録したM5.1の地震は、プレート境界の固着のはがれを促進するタイプの地震であり、平成21年8月の駿河湾を震源とするM6.5の地震では、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘された。現在、県内には約500箇所の地点に各種の観測機器が設置され、地震や地殻変動等の観測を行っている。</p>	<p>第4節 予想される災害と地域</p> <p>1 地震・津波</p> <p>(略)</p> <p>○ 最近では、平成8年10月の川根町（現島田市川根町）直下を震源とするM4.6の地震や、平成13年4月の静岡市の一部で震度5強を記録したM5.3の地震は、影響は小さいと考えられるものの、プレート境界の固着状態に影響を与えた可能性があり、平成21年8月の駿河湾を震源とするM6.5の地震では、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘された。現在、県内には約500箇所の地点に各種の観測機器が設置され、地震や地殻変動等の観測を行っている。</p>	<p>○ マグニチュードについて、気象庁が公表している確定値に修正。また、地震防災対策強化地域判定会での検討結果では、明確に固着のはがれを促進</p>																												

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考																																										
共通 -12	<p>(略)</p> <p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○ 県内で砂防指定地が1,668箇所、地すべり防止区域が188箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,250箇所及び土砂災害警戒区域が14,330箇所（いずれも平成28年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照）</p>	<p>(略)</p> <p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○ 県内で砂防指定地が1,676箇所、地すべり防止区域が189箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,259箇所及び土砂災害警戒区域が15,418箇所（いずれも平成29年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照）</p>	<p>するタイプとはされていないため表現を修正</p> <p>○ 時点更新</p>																																										
共通 -13	<p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 通信施設等整備改良計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通信設備の防災対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等を配備している。 株式会社NTTドコモ東海支社では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動基地局車、非常用移動電源車等を配備している。 </td> </tr> <tr> <td>防災関係機関等相互間の通信手段</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震、台風等の非常災害時には地上電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。また、県庁、各危機管理局等に衛星携帯電話を配備している。 静岡県及び防災関係機関の無線局は資料の巻Ⅱ（8-4）のとおりである。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	通信設備の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等を配備している。 株式会社NTTドコモ東海支社では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動基地局車、非常用移動電源車等を配備している。 	防災関係機関等相互間の通信手段	<ul style="list-style-type: none"> 地震、台風等の非常災害時には地上電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。また、県庁、各危機管理局等に衛星携帯電話を配備している。 静岡県及び防災関係機関の無線局は資料の巻Ⅱ（8-4）のとおりである。 	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 通信施設等整備改良計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通信設備の防災対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等を配備する<u>など、多様な手段の確保に努める。</u> (削除) </td> </tr> <tr> <td>防災関係機関等相互間の通信手段</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震、台風等の非常災害時には地上電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。また、県庁、各地域局等に衛星携帯電話を配備している。 静岡県及び防災関係機関の無線局は資料の巻Ⅱ（8-4）のとおりである。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	通信設備の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等を配備する<u>など、多様な手段の確保に努める。</u> (削除) 	防災関係機関等相互間の通信手段	<ul style="list-style-type: none"> 地震、台風等の非常災害時には地上電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。また、県庁、各地域局等に衛星携帯電話を配備している。 静岡県及び防災関係機関の無線局は資料の巻Ⅱ（8-4）のとおりである。 	(略)	(略)	<p>○ 特定の指定公共機関に限定した記載を修正</p> <p>○ 組織改編に伴う修正</p>																						
区 分	内 容																																												
(略)	(略)																																												
通信設備の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等を配備している。 株式会社NTTドコモ東海支社では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動基地局車、非常用移動電源車等を配備している。 																																												
防災関係機関等相互間の通信手段	<ul style="list-style-type: none"> 地震、台風等の非常災害時には地上電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。また、県庁、各危機管理局等に衛星携帯電話を配備している。 静岡県及び防災関係機関の無線局は資料の巻Ⅱ（8-4）のとおりである。 																																												
(略)	(略)																																												
区 分	内 容																																												
(略)	(略)																																												
通信設備の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等を配備する<u>など、多様な手段の確保に努める。</u> (削除) 																																												
防災関係機関等相互間の通信手段	<ul style="list-style-type: none"> 地震、台風等の非常災害時には地上電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。また、県庁、各地域局等に衛星携帯電話を配備している。 静岡県及び防災関係機関の無線局は資料の巻Ⅱ（8-4）のとおりである。 																																												
(略)	(略)																																												
共通 -14	<p>・気象観測施設の現況（平成25年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>雨量観測施設</th> <th>風向・風速観測施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気 象 庁</td> <td>30 (30)</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>84 (84)</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>静 岡 県</td> <td>118 (116)</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>232 (230)</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内はテレメーター</p> <p>水位観測施設の現況（平成25年4月1日現在）</p> <p>設置場所：資料の巻Ⅱ5-4-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>水位観測施設</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設	気 象 庁	30 (30)	18	国土交通省	84 (84)	12	静 岡 県	118 (116)	16	計	232 (230)	46	関係機関名	水位観測施設	備 考				<p>・気象観測施設の現況（平成30年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>雨量観測施設</th> <th>風向・風速観測施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気 象 庁</td> <td>30 (30)</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>47 (47)</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>静 岡 県</td> <td>118 (117)</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>195 (194)</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内はテレメーター</p> <p>水位観測施設の現況（平成30年4月1日現在）</p> <p>設置場所：資料の巻Ⅱ5-4-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>水位観測施設</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設	気 象 庁	30 (30)	18	国土交通省	47 (47)	12	静 岡 県	118 (117)	16	計	195 (194)	46	関係機関名	水位観測施設	備 考				<p>○ 時点更新</p>
関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設																																											
気 象 庁	30 (30)	18																																											
国土交通省	84 (84)	12																																											
静 岡 県	118 (116)	16																																											
計	232 (230)	46																																											
関係機関名	水位観測施設	備 考																																											
関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設																																											
気 象 庁	30 (30)	18																																											
国土交通省	47 (47)	12																																											
静 岡 県	118 (117)	16																																											
計	195 (194)	46																																											
関係機関名	水位観測施設	備 考																																											

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																					
	<table border="1"> <tr> <td>国土交通省</td> <td>31 (31)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>156 (146)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>187 (177)</td> <td></td> </tr> </table> <p>() 内はテレメーター</p>	国土交通省	31 (31)		静岡県	156 (146)		計	187 (177)		<table border="1"> <tr> <td>国土交通省</td> <td>28 (28)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>161 (159)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>188 (186)</td> <td></td> </tr> </table> <p>() 内はテレメーター</p>	国土交通省	28 (28)		静岡県	161 (159)		計	188 (186)					
国土交通省	31 (31)																							
静岡県	156 (146)																							
計	187 (177)																							
国土交通省	28 (28)																							
静岡県	161 (159)																							
計	188 (186)																							
共通 -16	<p>第2～3節 (略)</p> <p>第4節 防災知識の普及計画 (略)</p> <p>2 普及すべき内容 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">普及事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 災害時の心得</td> </tr> <tr> <td>ア 災害情報等の聴取方法</td> </tr> <tr> <td>イ 停電時の心構え</td> </tr> <tr> <td>ウ 早期避難の重要性、避難場所、避難路等の徹底</td> </tr> <tr> <td>エ 非常食料、身の回り品等の準備 (追加)</td> </tr> <tr> <td>オ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table>	普及事項	(略)	(6) 災害時の心得	ア 災害情報等の聴取方法	イ 停電時の心構え	ウ 早期避難の重要性、避難場所、避難路等の徹底	エ 非常食料、身の回り品等の準備 (追加)	オ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等		(略)	<p>第2～3節 (略)</p> <p>第4節 防災知識の普及計画 (略)</p> <p>2 普及すべき内容 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">普及事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 災害時の心得</td> </tr> <tr> <td>ア 災害情報等の聴取方法</td> </tr> <tr> <td>イ 停電時の心構え</td> </tr> <tr> <td>ウ 早期避難の重要性、避難場所・避難路等の事前確認の徹底</td> </tr> <tr> <td>エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備</td> </tr> <tr> <td>オ 避難所の適正な運営</td> </tr> <tr> <td>カ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table>	普及事項	(略)	(6) 災害時の心得	ア 災害情報等の聴取方法	イ 停電時の心構え	ウ 早期避難の重要性、避難場所・避難路等の事前確認の徹底	エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備	オ 避難所の適正な運営	カ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等		(略)	○ 「避難生活の手引き」の作成、「避難所運営マニュアル」の改訂に伴う修正内容を反映
普及事項	(略)																							
	(6) 災害時の心得																							
	ア 災害情報等の聴取方法																							
	イ 停電時の心構え																							
	ウ 早期避難の重要性、避難場所、避難路等の徹底																							
	エ 非常食料、身の回り品等の準備 (追加)																							
オ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等																								
	(略)																							
普及事項	(略)																							
	(6) 災害時の心得																							
	ア 災害情報等の聴取方法																							
	イ 停電時の心構え																							
	ウ 早期避難の重要性、避難場所・避難路等の事前確認の徹底																							
	エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備																							
オ 避難所の適正な運営																								
カ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等																								
	(略)																							
共通 -18	<p>(略)</p> <p>3 県の実施事項 (3) 県民に対する防災思想の普及 区分「相談窓口等」中、 「危機管理部、各<u>地域危機管理局</u>」 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 県の実施事項 (3) 県民に対する防災思想の普及 区分「相談窓口等」中、 「危機管理部、各<u>地域局</u>」 (略)</p>	○ 組織改編に伴う修正																					
共通 -21	<p>第5、6節 (略)</p> <p>第7節 防災訓練 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>内</td> <td>容</td> </tr> </table>	区	分	内	容	<p>第5、6節 (略)</p> <p>第7節 防災訓練 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>内</td> <td>容</td> </tr> </table>	区	分	内	容														
区	分	内	容																					
区	分	内	容																					

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考																																
	<p>総合防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。 ・特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、県は、総合防災訓練を実施する。 <table border="1"> <tr> <td>(1) 水防</td> <td>(2) 消火</td> <td>(3) 交通規制</td> <td>(4) 航空偵察</td> </tr> <tr> <td>(5) 道路啓開</td> <td>(6) 救出・救護</td> <td>(7) 避難・誘導</td> <td>(8) 通信情報連絡</td> </tr> <tr> <td>(9) 救助物資輸送</td> <td>(追加)</td> <td>(10) 給水・炊出し</td> <td>(11) 応急復旧</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(12) 遺体措置</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 	(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 航空偵察	(5) 道路啓開	(6) 救出・救護	(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡	(9) 救助物資輸送	(追加)	(10) 給水・炊出し	(11) 応急復旧	(12) 遺体措置				<p>総合防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。 ・特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、県は、総合防災訓練を実施する。 <table border="1"> <tr> <td>(1) 水防</td> <td>(2) 消火</td> <td>(3) 交通規制</td> <td>(4) 航空偵察</td> </tr> <tr> <td>(5) 道路啓開</td> <td>(6) 救出・救護</td> <td>(7) 避難・誘導</td> <td>(8) 通信情報連絡</td> </tr> <tr> <td>(9) 救助物資輸送</td> <td>(10) 避難所運営</td> <td>(11) 給水・炊出し</td> <td>(12) 応急復旧</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(13) 遺体措置</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 	(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 航空偵察	(5) 道路啓開	(6) 救出・救護	(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡	(9) 救助物資輸送	(10) 避難所運営	(11) 給水・炊出し	(12) 応急復旧	(13) 遺体措置				<p>○ 「避難生活の手引き」の作成、「避難所運営マニュアル」の改訂に伴う修正内容を反映</p> <p>○ 「静岡県地震対策推進条例」と例示項目の表現を統一。「避難生活の手引き」の作成、「避難所運営マニュアル」の改訂に伴い、避難所の立上げ、在宅避難者の支援を追加。</p>
	(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 航空偵察																															
(5) 道路啓開	(6) 救出・救護	(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡																																
(9) 救助物資輸送	(追加)	(10) 給水・炊出し	(11) 応急復旧																																
(12) 遺体措置																																			
(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 航空偵察																																
(5) 道路啓開	(6) 救出・救護	(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡																																
(9) 救助物資輸送	(10) 避難所運営	(11) 給水・炊出し	(12) 応急復旧																																
(13) 遺体措置																																			
(略)	(略)	(略)																																	
共通 -22	<p>(略)</p> <p>第8節 自主防災組織の育成</p> <p>(略)</p> <p>1 自主防災組織の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">活動内容</td> <td>平常時 防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成等を行う。</td> </tr> <tr> <td>災害時 地域の警戒、被害状況の把握・伝達、出火防止及び初期消火、救出救助、避難命令の伝達及び避難誘導、給食・給水等を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	(略)	(略)	活動内容	平常時 防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成等を行う。	災害時 地域の警戒、被害状況の把握・伝達、出火防止及び初期消火、救出救助、避難命令の伝達及び避難誘導、給食・給水等を行う。	<p>(略)</p> <p>第8節 自主防災組織の育成</p> <p>(略)</p> <p>1 自主防災組織の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">活動内容</td> <td>平常時 防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成等を行う。</td> </tr> <tr> <td>災害時 地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	(略)	(略)	活動内容	平常時 防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成等を行う。	災害時 地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。																			
	区分	内 容																																	
(略)	(略)																																		
活動内容	平常時 防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成等を行う。																																		
	災害時 地域の警戒、被害状況の把握・伝達、出火防止及び初期消火、救出救助、避難命令の伝達及び避難誘導、給食・給水等を行う。																																		
区分	内 容																																		
(略)	(略)																																		
活動内容	平常時 防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成等を行う。																																		
	災害時 地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。																																		
(略)	(略)	(略)																																	
共通 -22	<p>(略)</p> <p>4 県民の果たすべき役割</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平常時からの実施事項</td> <td>ア 防災気象に関する知識の吸収</td> </tr> <tr> <td>イ 地震防災等に関する知識の吸収</td> </tr> <tr> <td>ウ 地域の危険度の理解</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	平常時からの実施事項	ア 防災気象に関する知識の吸収	イ 地震防災等に関する知識の吸収	ウ 地域の危険度の理解	<p>(略)</p> <p>4 県民の果たすべき役割</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平常時からの実施事項</td> <td>ア 防災気象に関する知識の吸収</td> </tr> <tr> <td>イ 地震防災等に関する知識の吸収</td> </tr> <tr> <td>ウ 地域の危険度の理解</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	平常時からの実施事項	ア 防災気象に関する知識の吸収	イ 地震防災等に関する知識の吸収	ウ 地域の危険度の理解																					
	区分	内 容																																	
平常時からの実施事項	ア 防災気象に関する知識の吸収																																		
	イ 地震防災等に関する知識の吸収																																		
	ウ 地域の危険度の理解																																		
区分	内 容																																		
平常時からの実施事項	ア 防災気象に関する知識の吸収																																		
	イ 地震防災等に関する知識の吸収																																		
	ウ 地域の危険度の理解																																		
(略)	(略)	(略)																																	

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考																								
共通 -23	<p>エ 家庭における防災の話し合い</p> <p>オ 警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認</p> <p>カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施</p> <p>キ 家屋の補強等</p> <p>ク 家具その他落下倒壊危険物の対策</p> <p>ケ 飲料水、食料、<u>(追加)</u>日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分）</p> <p>コ 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p>サ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動</p> <p>シ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）</p>	<p>エ 家庭における防災の話し合い</p> <p>オ 警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認</p> <p>カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施</p> <p>キ 家屋の補強等</p> <p>ク 家具その他落下倒壊危険物の対策</p> <p>ケ 飲料水、食料、<u>携帯トイレ</u>、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分）</p> <p>コ 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p>サ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動</p> <p>シ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）</p>	<p>○ 「避難生活の手引き」の作成、「避難所運営マニュアル」の改訂に伴う修正内容を反映</p>																								
	(略)	(略)																									
共通 -24	<p>5 地域における自主防災組織の果たすべき役割</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織の台帳の作成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 ・<u>災害時要援護者</u>台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ <u>災害時要援護者</u>台帳（要配慮者に関する台帳） ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>避難生活計画書の作成</u></td> <td>警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、<u>自主防災組織のための「避難生活計画書作成手引き」</u>に基づき、各自主防災組織ごとに「<u>避難生活計画書</u>」を作成する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	自主防災組織の台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 ・<u>災害時要援護者</u>台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ <u>災害時要援護者</u>台帳（要配慮者に関する台帳） ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳 	(略)	(略)	<u>避難生活計画書の作成</u>	警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、 <u>自主防災組織のための「避難生活計画書作成手引き」</u> に基づき、各自主防災組織ごとに「 <u>避難生活計画書</u> 」を作成する。	(略)	(略)	<p>5 地域における自主防災組織の果たすべき役割</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織の台帳の作成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 ・<u>避難行動要支援者</u>台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ <u>避難行動要支援者</u>台帳（要配慮者に関する台帳） ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>避難所の運営体制の整備</u></td> <td>警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、<u>「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」、「避難生活計画書」</u>等を参考に、<u>避難所ごとに市町及び避難所の施設管理者と協力して運営体制を整備する。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	自主防災組織の台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 ・<u>避難行動要支援者</u>台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ <u>避難行動要支援者</u>台帳（要配慮者に関する台帳） ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳 	(略)	(略)	<u>避難所の運営体制の整備</u>	警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、 <u>「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」、「避難生活計画書」</u> 等を参考に、 <u>避難所ごとに市町及び避難所の施設管理者と協力して運営体制を整備する。</u>	(略)	(略)	<p>○ 呼称変更に伴う修正</p> <p>○ 「避難生活計画書」以外にも幅広く読める表現に修正</p> <p>○ 組織改編に伴う修正</p>
	区 分	内 容																									
	(略)	(略)																									
	自主防災組織の台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 ・<u>災害時要援護者</u>台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ <u>災害時要援護者</u>台帳（要配慮者に関する台帳） ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳 																									
	(略)	(略)																									
	<u>避難生活計画書の作成</u>	警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、 <u>自主防災組織のための「避難生活計画書作成手引き」</u> に基づき、各自主防災組織ごとに「 <u>避難生活計画書</u> 」を作成する。																									
(略)	(略)																										
区 分	内 容																										
(略)	(略)																										
自主防災組織の台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 ・<u>避難行動要支援者</u>台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ <u>避難行動要支援者</u>台帳（要配慮者に関する台帳） ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳 																										
(略)	(略)																										
<u>避難所の運営体制の整備</u>	警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、 <u>「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」、「避難生活計画書」</u> 等を参考に、 <u>避難所ごとに市町及び避難所の施設管理者と協力して運営体制を整備する。</u>																										
(略)	(略)																										
(略)	(略)																										
6 県、市町の指導及び助成	6 県、市町の指導及び助成																										
区分「 <u>自主防災組織づくりの推進</u> 」中、	区分「 <u>自主防災組織づくりの推進</u> 」中、																										
「 <u>地域危機管理局</u> 」	「 <u>地域局</u> 」																										
(略)	(略)																										

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考
共通 -32	<p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 (略)</p> <p>「静岡県災害対策本部編成図」(抄)</p>	<p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 (略)</p> <p>「静岡県災害対策本部編成図」(抄)</p>	<p>○ 組織改編に伴う修正</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考
<p>共通 -33</p>	<p>「静岡県災害対策本部方面本部編成図」(抄)</p> <p>※一方面本部管内に同一部局の出先機関が複数ある場合には、方面本部が設置される庁舎にある出先機関又は直近の出先機関の長を方面本部員とする。</p> <p>「静岡県災害対策本部 対策会議」 ＜危機担当監＞ 知事戦略局長、(追加)地域外交局長、経営管理部総務局長、くらし・環境部管理局长、建築住宅局長、環境局長、文化・観光部管理局长、観光交流局長、空港振興局長、健康福祉部管理局长、医療健康局長、生活衛生局長、経済産業部管理局长、農業局長、交通基盤部管理局长、道路局長、河川砂防局長、港湾局長、出納局次長兼会計管理課長、企業局理事、教育委員会理事兼教育総務課長</p>	<p>「静岡県災害対策本部方面本部編成図」(抄)</p> <p>※一方面本部管内に同一部局の出先機関が複数ある場合には、方面本部が設置される庁舎にある出先機関又は直近の出先機関の長を方面本部員とする。</p> <p>「静岡県災害対策本部 対策会議」 ＜危機担当監＞ 知事戦略局長、政策推進局長、地域外交局長、経営管理部総務局長、くらし・環境部管理局长、建築住宅局長、環境局長、文化・観光部管理局长、観光交流局長、空港振興局長、健康福祉部管理局长、医療健康局長、生活衛生局長、経済産業部管理局长、農業局長、交通基盤部管理局长、道路局長、河川砂防局長、港湾局長、出納局次長兼会計課長、企業局理事、教育委員会理事(総括担当)</p>	<p>○ 組織改編に伴う修正</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧				新				備考				
共通 -34	2 職員動員及び配備				2 職員動員及び配備				○ 組織改編に伴う修正				
	配備体制・配備基準		配備内容	配備部局等		配備体制・配備基準		配備内容		配備部局等			
	事前 配 備 体 制	【情報収集体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪警報のいずれかが県内に発表されたとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき(※1)	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制(※2)	本庁	文化・観光部空港振興局(※3)、交通基盤部、危機管理部		事前 配 備 体 制	【情報収集体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪警報のいずれかが県内に発表されたとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき(※1)		各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制(※2)	本庁	危機管理部、(削除)交通基盤部	
		【警戒体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが県内に発表され大規模な災害の発生が予想されるとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき		各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等を実施する体制(※2)	本庁	知事公室広聴広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、空港振興局(※3)、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部		事前 配 備 体 制			【警戒体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが県内に発表され大規模な災害の発生が予想されるとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等を実施する体制(※2)	本庁
【警戒本部設置体制】 大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報のいずれかが県内に発表されたとき、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る府県気象情報が県内に発表されたとき、又は、大規模な災害が発生し県内に災害救助法が適用されたとき、又は同法の適用が見込まれるとき、或いは突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制(※2)	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、空港振興局(※6)、健康福祉部管理局、経済産業部管理局、交通基盤部、危機管理部		事前 配 備 体 制	【警戒本部設置体制】 大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報のいずれかが県内に発表されたとき、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る府県気象情報が県内に発表されたとき、又は、大規模な災害が発生し県内に災害救助法が適用されたとき、又は同法の適用が見込まれるとき、或いは突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制(※2)		本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、空港振興局(※6)、健康福祉部管理局、経済産業部管理局、交通基盤部			
			出先	必要な出先機関(漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所(※3)、危機管理局等(※4))						出先	必要な出先機関(必要な地域局(※3)、空港管理事務所(※4)、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所)		
			出先	必要な出先機関(健康福祉センター、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、危機管理局等(※5))					出先	必要な出先機関(必要な地域局(※5)、空港管理事務所(※4)、健康福祉センター、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所)			

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧		新		備考														
共通 -42	<p>【突発的災害応急体制】 多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき、又はその他の状況により知事が指示したとき</p>	<p>情報収集及び連絡活動を主とし事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制</p>	<p>本庁 健康福祉部管理局、<u>危機管理部</u>、必要な局</p>	<p>【突発的災害応急体制】 多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき、又はその他の状況により知事が指示したとき</p>	<p>情報収集及び連絡活動を主とし事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制</p>	<p>本庁 <u>危機管理部</u>、健康福祉部管理局、必要な局</p>													
		<p>出先 必要な<u>危機管理局等</u> (※3)、必要な出先機関</p>	<p>出先 必要な<u>地域局</u> (※3)、必要な出先機関</p>																
	<p>※1 交通基盤部の配備体制については、大雨、洪水注意報のいずれかが県下に発表されたとき。 ※2 風水害における交通基盤部の事前配備体制については、水防計画における事前配備体制を優先適用する。なお、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合される。 ※3 <u>空港振興局及び空港管理事務所</u>については、当該事象が静岡空港管内（島田市内又は牧之原市）に発生した場合のみとする。 ※4 賀茂振興局については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。 ※5 必要により、<u>危機管理局等</u>は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。 (追加)</p>		<p>※1 交通基盤部の配備体制については、大雨、洪水注意報のいずれかが県下に発表されたとき。 ※2 風水害における交通基盤部の事前配備体制については、水防計画における事前配備体制を優先適用する。なお、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合される。 ※3 賀茂地域局については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。 ※4 <u>(削除)</u>当該事象が静岡空港管内（島田市<u>(削除)</u>又は牧之原市）に発生した場合のみとする。 ※5 必要により、<u>地域局</u>は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。 ※6 当該事象が静岡空港管内（島田市又は牧之原市）に発生し、かつ、特に被害が予想される場合（台風の進路に当たる場合など）とする。</p>																
	<p>(略)</p>		<p>(略)</p>																
	<p>第5節 災害広報計画</p>		<p>第5節 災害広報計画</p>																
	<p>1 県</p>		<p>1 県</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>報道機関に対する協力等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は<u>知事公室長(報道総括)</u>とする。 報道機関に対する情報の発表は原則として、県政記者会及び社会部記者会を通じて行う。 又は資料の巻Ⅱ(1-3) <報道機関一覧表>に掲げる各社(支局)に対して個別に行う。 県(災害対策本部)が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	(略)	(略)	報道機関に対する協力等	<ul style="list-style-type: none"> 県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は<u>知事公室長(報道総括)</u>とする。 報道機関に対する情報の発表は原則として、県政記者会及び社会部記者会を通じて行う。 又は資料の巻Ⅱ(1-3) <報道機関一覧表>に掲げる各社(支局)に対して個別に行う。 県(災害対策本部)が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。 	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>報道機関に対する協力等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は<u>知事戦略局長</u>とする。 報道機関に対する情報の発表は原則として、県政記者会及び社会部記者会を通じて行う。 又は資料の巻Ⅱ(1-3) <報道機関一覧表>に掲げる各社(支局)に対して個別に行う。 県(災害対策本部)が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	(略)	(略)	報道機関に対する協力等	<ul style="list-style-type: none"> 県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は<u>知事戦略局長</u>とする。 報道機関に対する情報の発表は原則として、県政記者会及び社会部記者会を通じて行う。 又は資料の巻Ⅱ(1-3) <報道機関一覧表>に掲げる各社(支局)に対して個別に行う。 県(災害対策本部)が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。 	(略)	(略)	<p>○ 組織改編に伴う修正</p> <p>○ 誤字訂正</p>
区分	内 容																		
(略)	(略)																		
報道機関に対する協力等	<ul style="list-style-type: none"> 県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は<u>知事公室長(報道総括)</u>とする。 報道機関に対する情報の発表は原則として、県政記者会及び社会部記者会を通じて行う。 又は資料の巻Ⅱ(1-3) <報道機関一覧表>に掲げる各社(支局)に対して個別に行う。 県(災害対策本部)が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。 																		
(略)	(略)																		
区分	内 容																		
(略)	(略)																		
報道機関に対する協力等	<ul style="list-style-type: none"> 県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は<u>知事戦略局長</u>とする。 報道機関に対する情報の発表は原則として、県政記者会及び社会部記者会を通じて行う。 又は資料の巻Ⅱ(1-3) <報道機関一覧表>に掲げる各社(支局)に対して個別に行う。 県(災害対策本部)が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。 																		
(略)	(略)																		
	<p>(略)</p>		<p>(略)</p>																
	<p>第3章 災害応急対策計画</p>		<p>第3章 災害応急対策計画</p>																
	<p>第1～6節 (略)</p>		<p>第1～6節 (略)</p>																
	<p>第7節 避難救出計画</p>		<p>第7節 避難救出計画</p>																
	<p>1 避難</p>		<p>1 避難</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容											
区分	内 容																		
区分	内 容																		
共通 -47	<p>(略)</p>		<p>(略)</p>																

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧		新		備考
	(略)	(略)	(略)	(略)	○「避難行動要支援者」を「要配慮者」に訂正。
	福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、一般の避難所では生活することが困難な<u>避難行動要支援者</u>を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。 市町は、<u>避難行動要支援者</u>の要配慮特性に応じ、すべての<u>避難行動要支援者</u>を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に<u>避難行動要支援者</u>の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、<u>避難行動要支援者</u>の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。 市町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。 	福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、一般の避難所では生活することが困難な<u>要配慮者</u>を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。 市町は、<u>要配慮者</u>の要配慮特性に応じ、すべての<u>要配慮者</u>を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に<u>要配慮者</u>の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、<u>要配慮者</u>の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。 市町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。 	
	2 次的避難所	(略)	2 次的避難所	(略)	
共通 -49	(略)		(略)		
	第 8 節 愛玩動物救護計画 (略)		第 8 節 愛玩動物救護計画 (略)		
	区 分	内 容	区 分	内 容	
同行避難動物への対応	県	避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。	県	避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。	○ 環境省のガイドライン改訂に伴う修正。また、県において「避難所のペット飼育管理ガイドライン」を策定したことによる追記。
	市 町	「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。	市 町	「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。	
	飼い主	<p>ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。</p> <p>イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。</p> <p>ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。</p>	<p>ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。</p> <p>イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。</p> <p>ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。</p>		

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考												
共通 -50	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>			エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>			エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。	(略)	(略)	(略)	○ 誤字訂正
			エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。												
(略)	(略)	(略)													
		エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。													
(略)	(略)	(略)													
<p>(略)</p> <p>第9節 食料供給計画</p> <p>2 市町長の要請に基づく県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>輸送方法</td> <td>ア 調達あっせんによる応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 イ 輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、<第18節 輸送計画>に基づき措置するものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	輸送方法	ア 調達あっせんによる応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 イ 輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、<第18節 輸送計画>に基づき措置するものとする。	<p>(略)</p> <p>第9節 食料供給計画</p> <p>2 市町長の要請に基づく県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>輸送方法</td> <td>ア 調達あっせんによる応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 イ 輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、<第19節 輸送計画>に基づき措置するものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	輸送方法	ア 調達あっせんによる応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 イ 輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、<第19節 輸送計画>に基づき措置するものとする。		
区 分	内 容														
(略)	(略)														
輸送方法	ア 調達あっせんによる応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 イ 輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、<第18節 輸送計画>に基づき措置するものとする。														
区 分	内 容														
(略)	(略)														
輸送方法	ア 調達あっせんによる応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 イ 輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、<第19節 輸送計画>に基づき措置するものとする。														
共通 -55	<p>第13節 医療・助産計画</p> <p>2 市町長の要請に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 救護病院等への救護班 (DMAT、DPAT 等医療チーム) の派遣 資料の巻Ⅱ (14-2-3)</p> <p>(2) 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品、医療材料及び衛生資材の調達・あっせん 資料の巻Ⅱ (14-3-1)</p> <p>(3) 静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達・あっせん 資料の巻Ⅱ (14-2-2)</p> <p>(4) 公益社団法人静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請</p> <p>(5) 災害拠点病院に対する重症患者受入れ等の要請 資料の巻Ⅱ (14-2-1)</p> <p>(略)</p>	<p>第13節 医療・助産計画</p> <p>2 市町長の要請に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 救護病院等への救護班 (DMAT、DPAT 等医療チーム) の派遣 資料の巻Ⅱ (14-2-3)</p> <p>(2) 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品等の調達・あっせん 資料の巻Ⅱ (14-3-1)</p> <p>(3) 静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達・あっせん 資料の巻Ⅱ (14-2-2)</p> <p>(4) 公益社団法人静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請</p> <p>(5) 災害拠点病院に対する重症患者受入れ等の要請 資料の巻Ⅱ (14-2-1)</p> <p>(略)</p>	○ 文言の統一												

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考												
共通 -61	<p>第19節 輸送計画 (略)</p> <p>2 災害救助法の規定による輸送の範囲</p> <table border="1" data-bbox="192 331 1374 835"> <thead> <tr> <th data-bbox="192 331 332 373">区 分</th> <th data-bbox="332 331 1374 373">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="192 373 332 783">輸送の範囲</td> <td data-bbox="332 373 1374 783"> <p>ア 被災者の避難</p> <p>イ 医療及び助産における輸送</p> <p>ウ 被災者の救出</p> <p>エ 飲料水の供給</p> <p>オ 救助用物資の輸送</p> <p>カ 遺体の捜索</p> <p>キ 遺体の処理 (埋葬を除く。)</p> <p>ただし、特に必要な場合には事前に内閣総理大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 783 332 835">(略)</td> <td data-bbox="332 783 1374 835">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	輸送の範囲	<p>ア 被災者の避難</p> <p>イ 医療及び助産における輸送</p> <p>ウ 被災者の救出</p> <p>エ 飲料水の供給</p> <p>オ 救助用物資の輸送</p> <p>カ 遺体の捜索</p> <p>キ 遺体の処理 (埋葬を除く。)</p> <p>ただし、特に必要な場合には事前に内閣総理大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。</p>	(略)	(略)	<p>第19節 輸送計画 (略)</p> <p>2 災害救助法の規定による輸送の範囲</p> <table border="1" data-bbox="1463 331 2644 835"> <thead> <tr> <th data-bbox="1463 331 1602 373">区 分</th> <th data-bbox="1602 331 2644 373">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1463 373 1602 783">輸送の範囲</td> <td data-bbox="1602 373 2644 783"> <p>ア 被災者の避難に係る支援</p> <p>イ 医療及び助産 <u>(削除)</u></p> <p>ウ 被災者の救出</p> <p>エ 飲料水の供給</p> <p>オ 死体の捜索</p> <p>カ 死体の処理</p> <p>キ 救済用物資の整理配分</p> <p>ただし、特に必要な場合には事前に内閣総理大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 783 1602 835">(略)</td> <td data-bbox="1602 783 2644 835">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	輸送の範囲	<p>ア 被災者の避難に係る支援</p> <p>イ 医療及び助産 <u>(削除)</u></p> <p>ウ 被災者の救出</p> <p>エ 飲料水の供給</p> <p>オ 死体の捜索</p> <p>カ 死体の処理</p> <p>キ 救済用物資の整理配分</p> <p>ただし、特に必要な場合には事前に内閣総理大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。</p>	(略)	(略)	<p>○ 平成 25 年内閣府告示第 228 号と表現を統一したことによる修正</p>
	区 分	内 容													
輸送の範囲	<p>ア 被災者の避難</p> <p>イ 医療及び助産における輸送</p> <p>ウ 被災者の救出</p> <p>エ 飲料水の供給</p> <p>オ 救助用物資の輸送</p> <p>カ 遺体の捜索</p> <p>キ 遺体の処理 (埋葬を除く。)</p> <p>ただし、特に必要な場合には事前に内閣総理大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。</p>														
(略)	(略)														
区 分	内 容														
輸送の範囲	<p>ア 被災者の避難に係る支援</p> <p>イ 医療及び助産 <u>(削除)</u></p> <p>ウ 被災者の救出</p> <p>エ 飲料水の供給</p> <p>オ 死体の捜索</p> <p>カ 死体の処理</p> <p>キ 救済用物資の整理配分</p> <p>ただし、特に必要な場合には事前に内閣総理大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。</p>														
(略)	(略)														

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																				
地震 -24	<p>2 地震対策の巻</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1～3節 (略)</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁 第三管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	海上保安庁 第三管区海上保安本部	(略)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	<p>2 地震対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1～3節 (略)</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁 第三管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境省 関東地方環境事務所</td> <td> <p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p> <p>エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</p> </td> </tr> <tr> <td>防衛省 南関東防衛局</td> <td> <p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	海上保安庁 第三管区海上保安本部	(略)	環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p> <p>エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</p>	防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>	○ 新たに指定地方行政機関に追加
機関名	処理すべき事務又は業務																						
(略)	(略)																						
海上保安庁 第三管区海上保安本部	(略)																						
(追加)	(追加)																						
(追加)	(追加)																						
機関名	処理すべき事務又は業務																						
(略)	(略)																						
海上保安庁 第三管区海上保安本部	(略)																						
環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p> <p>エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</p>																						
防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>																						
地震 -37	<p>第2章 平常時対策</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>1 2 生活の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 食料及び生活必需品の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県民</td> <td> <p>ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄</p> <p>イ <u>アのうち、3日分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等を含む非常持出品の準備</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	(略)	(略)	県民	<p>ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄</p> <p>イ <u>アのうち、3日分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等を含む非常持出品の準備</u></p>	<p>第2章 平常時対策</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>1 2 生活の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 食料及び生活必需品の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県民</td> <td> <p>ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄</p> <p>イ <u>避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	(略)	(略)	県民	<p>ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄</p> <p>イ <u>避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備</u></p>	○ 非常持出品の量等について見直し								
実施主体	内 容																						
(略)	(略)																						
県民	<p>ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄</p> <p>イ <u>アのうち、3日分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等を含む非常持出品の準備</u></p>																						
実施主体	内 容																						
(略)	(略)																						
県民	<p>ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄</p> <p>イ <u>避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備</u></p>																						

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考																												
地震 -39	<p>ウ 自主防災組織等を通じたの助け合い運動の推進 エ 緊急物資の共同備蓄の推進</p> <p>(略)</p> <p>(7) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備 (略)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">必要な設備及び資機材</th> </tr> <tr> <td>ア 通信機材</td> <td>キ 物資の集積所</td> </tr> <tr> <td>イ 放送設備</td> <td>ク 仮設の小屋又はテント</td> </tr> <tr> <td>ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）</td> <td>ケ <u>仮設便所</u></td> </tr> <tr> <td>エ 炊き出しに必要な機材及び燃料</td> <td>コ 防疫用資機材</td> </tr> <tr> <td>オ 給水用機材</td> <td>サ 清掃用資機材</td> </tr> <tr> <td>カ 救護所及び医療資機材</td> <td>シ 工具類</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	必要な設備及び資機材		ア 通信機材	キ 物資の集積所	イ 放送設備	ク 仮設の小屋又はテント	ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）	ケ <u>仮設便所</u>	エ 炊き出しに必要な機材及び燃料	コ 防疫用資機材	オ 給水用機材	サ 清掃用資機材	カ 救護所及び医療資機材	シ 工具類	<p>ウ 自主防災組織等を通じたの助け合い運動の推進 エ 緊急物資の共同備蓄の推進</p> <p>(略)</p> <p>(7) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備 (略)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">必要な設備及び資機材</th> </tr> <tr> <td>ア 通信機材</td> <td>キ 物資の集積所</td> </tr> <tr> <td>イ 放送設備</td> <td>ク 仮設の小屋又はテント</td> </tr> <tr> <td>ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）</td> <td>ケ <u>仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ</u></td> </tr> <tr> <td>エ 炊き出しに必要な機材及び燃料</td> <td>コ 防疫用資機材</td> </tr> <tr> <td>オ 給水用機材</td> <td>サ 清掃用資機材</td> </tr> <tr> <td>カ 救護所及び医療資機材</td> <td>シ 工具類</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	必要な設備及び資機材		ア 通信機材	キ 物資の集積所	イ 放送設備	ク 仮設の小屋又はテント	ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）	ケ <u>仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ</u>	エ 炊き出しに必要な機材及び燃料	コ 防疫用資機材	オ 給水用機材	サ 清掃用資機材	カ 救護所及び医療資機材	シ 工具類	<p>○ 「避難生活の手引き」の作成、「避難所運営マニュアル」の改訂に伴う修正内容を反映</p> <p>○ 災害時における円滑な避難や、緊急物資の輸送等を行う防災上重要な道路の機能を維持・確保するため、その沿道建築物の耐震化の促進を図るため</p>
	必要な設備及び資機材																														
ア 通信機材	キ 物資の集積所																														
イ 放送設備	ク 仮設の小屋又はテント																														
ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）	ケ <u>仮設便所</u>																														
エ 炊き出しに必要な機材及び燃料	コ 防疫用資機材																														
オ 給水用機材	サ 清掃用資機材																														
カ 救護所及び医療資機材	シ 工具類																														
必要な設備及び資機材																															
ア 通信機材	キ 物資の集積所																														
イ 放送設備	ク 仮設の小屋又はテント																														
ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）	ケ <u>仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ</u>																														
エ 炊き出しに必要な機材及び燃料	コ 防疫用資機材																														
オ 給水用機材	サ 清掃用資機材																														
カ 救護所及び医療資機材	シ 工具類																														
地震 -39	<p>1 3 緊急輸送活動の確保</p> <p>○ 道路管理者、港湾管理者、漁港管理者及び空港管理者は、発災後の道路、港湾、漁港及び空港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>○ 建設産業の若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、県は将来にわたる担い手確保のため、建設業者の担い手確保・育成の取組を支援するものとする。</p> <p>○ 障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。 (追記)</p> <p>(略)</p>	<p>1 3 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>○ 道路管理者、港湾管理者、漁港管理者及び空港管理者は、発災後の道路、港湾、漁港及び空港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>○ 建設産業の若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、県は将来にわたる担い手確保のため、建設業者の担い手確保・育成の取組を支援するものとする。</p> <p>○ 障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。</p> <p>○ <u>災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。</u></p> <p>(略)</p>																													

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																																																										
地震 -43	<p>第3章 地震防災施設緊急整備計画</p> <p>第2節 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>1 防災業務施設の整備</p> <p>(1) 消防用施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>消防防災施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、40m³級防火水槽等</td> <td>百万円 49,779</td> </tr> <tr> <td>消防防災設備整備事業</td> <td>市町</td> <td>消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>9,016施設</td> <td>49,779</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内 容				(略)	(略)				事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	消防防災施設整備事業	市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽等	百万円 49,779	消防防災設備整備事業	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等		計		9,016施設	49,779	<p>第3章 地震防災施設緊急整備計画</p> <p>第2節 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>1 防災業務施設の整備</p> <p>(1) 消防用施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>消防防災施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、40m³級防火水槽等</td> <td>百万円 49,839</td> </tr> <tr> <td>消防防災設備整備事業</td> <td>市町</td> <td>消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>9,017施設</td> <td>49,839</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内 容				(略)	(略)				事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	消防防災施設整備事業	市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽等	百万円 49,839	消防防災設備整備事業	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等		計		9,017施設	49,839	○ 時点更新				
区分	内 容																																																												
(略)	(略)																																																												
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																									
	消防防災施設整備事業	市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽等	百万円 49,779																																																									
	消防防災設備整備事業	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等																																																										
	計		9,016施設	49,779																																																									
区分	内 容																																																												
(略)	(略)																																																												
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																									
	消防防災施設整備事業	市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽等	百万円 49,839																																																									
	消防防災設備整備事業	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等																																																										
	計		9,017施設	49,839																																																									
地震 -46	<p>4 防災上重要な建物の整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 学校施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業(木造改築)</td> <td rowspan="3">市町</td> <td>約310校 改築面積 約326,763 m²</td> <td>百万円 41,047</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業(非木造改築)</td> <td>約597校 改築面積 約718,761 m²</td> <td>130,860</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業(非木造補強)</td> <td>約773校 補強面積 約1,795,808 m²</td> <td>66,654</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約1,680校 延面積 約2,841,332 m²</td> <td>238,561</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内 容				(略)	(略)				事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立小・中学校危険建物改築事業(木造改築)	市町	約310校 改築面積 約326,763 m ²	百万円 41,047	公立小・中学校危険建物改築事業(非木造改築)	約597校 改築面積 約718,761 m ²	130,860	公立小・中学校危険建物改築事業(非木造補強)	約773校 補強面積 約1,795,808 m ²	66,654	計		約1,680校 延面積 約2,841,332 m ²	238,561	<p>4 防災上重要な建物の整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 学校施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業(木造改築)</td> <td rowspan="3">市町</td> <td>約310校 改築面積 約326,763 m²</td> <td>百万円 41,047</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業(非木造改築)</td> <td>約598校 改築面積 約726,062 m²</td> <td>132,216</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業(非木造補強)</td> <td>約783校 補強面積 約1,813,586 m²</td> <td>67,136</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約1,691校 延面積 約2,866,431 m²</td> <td>240,399</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内 容				(略)	(略)				事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立小・中学校危険建物改築事業(木造改築)	市町	約310校 改築面積 約326,763 m ²	百万円 41,047	公立小・中学校危険建物改築事業(非木造改築)	約598校 改築面積 約726,062 m ²	132,216	公立小・中学校危険建物改築事業(非木造補強)	約783校 補強面積 約1,813,586 m ²	67,136	計		約1,691校 延面積 約2,866,431 m ²	240,399	○ 時点更新
区分	内 容																																																												
(略)	(略)																																																												
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																									
	公立小・中学校危険建物改築事業(木造改築)	市町	約310校 改築面積 約326,763 m ²	百万円 41,047																																																									
	公立小・中学校危険建物改築事業(非木造改築)		約597校 改築面積 約718,761 m ²	130,860																																																									
	公立小・中学校危険建物改築事業(非木造補強)		約773校 補強面積 約1,795,808 m ²	66,654																																																									
	計		約1,680校 延面積 約2,841,332 m ²	238,561																																																									
区分	内 容																																																												
(略)	(略)																																																												
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																									
	公立小・中学校危険建物改築事業(木造改築)	市町	約310校 改築面積 約326,763 m ²	百万円 41,047																																																									
	公立小・中学校危険建物改築事業(非木造改築)		約598校 改築面積 約726,062 m ²	132,216																																																									
	公立小・中学校危険建物改築事業(非木造補強)		約783校 補強面積 約1,813,586 m ²	67,136																																																									
	計		約1,691校 延面積 約2,866,431 m ²	240,399																																																									

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧					新					備考	
	地震対策緊急整備事業費総括表 (単位:百万円)					地震対策緊急整備事業費総括表 (単位:百万円)						
地震 -48	区分		承認計画事業費	事業主体別内容			区分		承認計画事業費	事業主体別内容		
				県	市町	その他				県	市町	その他
	避難地整備		26,682		26,682			26,682		26,682		○ 時点更新
	避難路整備		63,050	8,272	53,827	951		63,050	8,272	53,827	951	
	消防用施設整備		49,779		49,779			49,839		49,839		
	緊急輸送路整備	防災	35,786	31,326	4,460			35,786	31,326	4,460		
		改良等	245,861	212,783	33,078			245,861	212,783	33,078		
		港湾・漁港	11,132	10,684	448			11,132	10,684	448		
	通信施設整備		5,424	1,134	4,290			5,424	1,134	4,290		
	緩衝緑地整備											
	病院整備	非木造・改	12,991	1,575	7,484	3,932		12,991	1,575	7,484	3,932	
	福祉施設整備	木造・改	10,047	42	7,264	2,741		10,047	42	7,264	2,741	
		非木造・改	20,238	2,129	4,028	14,081		20,238	2,129	4,028	14,081	
		非木造・補	847	176	54	617		847	176	54	617	
	学校設備(小・中)	木造・改	41,047		41,047			41,047		41,047		
		非木造・改	130,860		130,860			132,216		132,216		
		非木造・補	66,654		66,654			67,136		67,136		
	津波対策	広域河川	54,910	54,910				54,910	54,910			
		海岸	54,696	45,708	8,988			54,696	45,708	8,988		
	山崩れ等防止	建	150,917	150,917				150,917	150,917			
		林野	75,981	75,981				75,981	75,981			
		農地	22,252	18,544	3,708			22,252	18,544	3,708		
	合計		1,079,154	614,181	442,651	22,322		1,081,052	614,181	444,549	22,322	

注 この表は、平成29年3月13日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。

注 この表は、平成30年3月30日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																																
地震 -52	第3節 地震防災緊急事業五箇年計画 4 防災上重要な建物の整備 (2) 公立幼稚園・小中学校施設の整備																																		
	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="210 346 350 394">区 分</th> <th data-bbox="350 346 1374 394">内 容</th> </tr> <tr> <td data-bbox="210 394 350 485">事業の目的</td> <td data-bbox="350 394 1374 485">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 485 350 577">整備の水準</td> <td data-bbox="350 485 1374 577">(略)</td> </tr> </table>	区 分		内 容	事業の目的	(略)	整備の水準	(略)	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1481 346 1620 394">区 分</th> <th data-bbox="1620 346 2644 394">内 容</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1481 394 1620 485">事業の目的</td> <td data-bbox="1620 394 2644 485">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1481 485 1620 577">整備の水準</td> <td data-bbox="1620 485 2644 577">(略)</td> </tr> </table>	区 分	内 容	事業の目的	(略)	整備の水準	(略)																				
	区 分	内 容																																	
	事業の目的	(略)																																	
	整備の水準	(略)																																	
区 分	内 容																																		
事業の目的	(略)																																		
整備の水準	(略)																																		
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="210 577 350 905" rowspan="4">事業総括表</th> <th data-bbox="379 577 685 680">事業名</th> <th data-bbox="685 577 774 680">事業主体</th> <th data-bbox="774 577 1130 680">事業概要</th> <th data-bbox="1130 577 1374 680">概算事業費</th> </tr> <tr> <td data-bbox="379 680 685 783">公立学校施設整備事業</td> <td data-bbox="685 680 774 783">市町</td> <td data-bbox="774 680 1130 783">37校 (校舎 20棟 屋内運動場 20棟)</td> <td data-bbox="1130 680 1374 783">百万円 5,735</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 783 685 852">公立幼稚園施設整備事業</td> <td data-bbox="685 783 774 852">市町</td> <td data-bbox="774 783 1130 852">2園 (園舎 2棟)</td> <td data-bbox="1130 783 1374 852">166</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 852 685 905">計</td> <td data-bbox="685 852 774 905"></td> <td data-bbox="774 852 1130 905">39校・園 (42棟)</td> <td data-bbox="1130 852 1374 905">5,901</td> </tr> </table>	事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立学校施設整備事業	市町	37校 (校舎 20棟 屋内運動場 20棟)	百万円 5,735	公立幼稚園施設整備事業	市町	2園 (園舎 2棟)	166	計		39校・園 (42棟)	5,901	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1481 577 1620 905" rowspan="4">事業総括表</th> <th data-bbox="1650 577 1955 680">事業名</th> <th data-bbox="1955 577 2044 680">事業主体</th> <th data-bbox="2044 577 2401 680">事業概要</th> <th data-bbox="2401 577 2644 680">概算事業費</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1650 680 1955 783">公立学校施設整備事業</td> <td data-bbox="1955 680 2044 783">市町</td> <td data-bbox="2044 680 2401 783">46校 (校舎 23棟 屋内運動場 31棟)</td> <td data-bbox="2401 680 2644 783">百万円 6,475</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1650 783 1955 852">公立幼稚園施設整備事業</td> <td data-bbox="1955 783 2044 852">市町</td> <td data-bbox="2044 783 2401 852">2園 (園舎 2棟)</td> <td data-bbox="2401 783 2644 852">166</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1650 852 1955 905">計</td> <td data-bbox="1955 852 2044 905"></td> <td data-bbox="2044 852 2401 905">48校・園 (56棟)</td> <td data-bbox="2401 852 2644 905">6,641</td> </tr> </table>	事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立学校施設整備事業	市町	46校 (校舎 23棟 屋内運動場 31棟)	百万円 6,475	公立幼稚園施設整備事業	市町	2園 (園舎 2棟)	166	計		48校・園 (56棟)	6,641
事業総括表		事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																														
		公立学校施設整備事業	市町	37校 (校舎 20棟 屋内運動場 20棟)	百万円 5,735																														
		公立幼稚園施設整備事業	市町	2園 (園舎 2棟)	166																														
	計		39校・園 (42棟)	5,901																															
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																															
	公立学校施設整備事業	市町	46校 (校舎 23棟 屋内運動場 31棟)	百万円 6,475																															
	公立幼稚園施設整備事業	市町	2園 (園舎 2棟)	166																															
	計		48校・園 (56棟)	6,641																															
			○ 時点更新																																

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧							新							備考
地震 -55	地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表 (単位:百万円)							地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表 (単位:百万円)							○ 時点更新
	事業名	区分	計画事業費	事業主体別内容				事業名	区分	計画事業費	事業主体別内容				
				国	県	市町	その他				国	県	市町	その他	
	避難地	一次避難地(都市公園)	1,431			1,431		避難地	一次避難地(都市公園)	1,431			1,431		
	避難路	農道等	1,407		1,407			避難路	農道等	1,407		1,407			
		区画整理等	4,628			4,608	20		区画整理等	4,628			4,608	20	
	消防用施設	河川施設	80		80			消防用施設	河川施設	80		80			
		消防施設	12,556			10,314	2,242		消防施設	12,556			10,314	2,242	
	緊急輸送路	農道	464		464			緊急輸送路	農道	464		464			
		道路	15,843		2,013	13,830			道路	15,843		2,013	13,830		
		街路	1,605		1,000	605			街路	1,605		1,000	605		
	共同溝等	道路	2,027		404	1,623		共同溝等	道路	2,027		404	1,623		
		街路	990		250	740			街路	990		250	740		
		区画整理等	305			305			区画整理等	305			305		
	公立幼稚園・ 小中学校	校舎	2,702			2,702		公立幼稚園・ 小中学校	校舎	2,890			2,890		
		屋内運動場	3,033			3,033			屋内運動場	3,585			3,585		
		園舎	166			166			園舎	166			166		
	公的建造物	社会教育施設	629			629		公的建造物	社会教育施設	629			629		
	津波対策	国土交通省港湾局所管海	315		315			津波対策	国土交通省港湾局所管海	315		315			
	土砂災害対策	砂防設備	2,287		2,287			土砂災害対策	砂防設備	2,287		2,287			
防災行政無線	防災無線通信設備	2,574			2,574		防災行政無線	防災無線通信設備	2,574			2,574			
水、自家発電設備等	配水池	866			866		水、自家発電設備等	配水池	866			866			
	公立学校プール	196			196			公立学校プール	196			196			
備蓄倉庫	備蓄倉庫	27			27		備蓄倉庫	備蓄倉庫	27			27			
老朽住宅密集対策	区画整理等	57			57		老朽住宅密集対策	区画整理等	57			57			
合計				8,220	43,706	2,262	合計				8,220	44,446	2,262		
注 この表は、平成29年3月31日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。							注 この表は、平成30年3月30日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。								

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考
地震 -57	<p>第4章 地震防災応急対策(発災前の対策及び津波対策を含む)</p> <p>東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。</p> <p>東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、県民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市町・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。</p> <p>地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p>	<p>第4章 地震防災応急対策(発災前の対策及び津波対策を含む)</p> <p>東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。</p> <p>東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、県民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市町・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。</p> <p>地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。</p> <p>平成29年11月から気象庁が南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」(資料編Ⅱ5-2-3)を発表する暫定的な運用が開始されたことから、当該情報が発表されたときの県が実施する暫定的な防災対応については第15節に定める。</p> <p>なお、暫定的な運用の開始に伴い、気象庁は東海地震のみに着目した「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報」の発表は行わないこととし、中央防災会議幹事会決定において「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」をはじめとする東海地震に関する既存の計画等(「東海地震応急対策活動要領」等を含む。)については、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められる際に、見直すこととする。」と決定したことから、静岡県地域防災計画についても、新たな防災対応が定められる際に、見直すこととする。</p> <p>(略)</p>	<p>○南海トラフ地震に関する情報の運用開始に伴う追記</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																		
地震 -58	<p>「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>配備局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制 </td> <td> 気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表したとき </td> <td> 本庁 知事公室広聴広報課、文化・観光部空港振興局、交通基盤部、危機管理部 出先 土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、漁港管理事務所、危機管理局等 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	配備局等	【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制	気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表したとき	本庁 知事公室広聴広報課、文化・観光部空港振興局、交通基盤部、危機管理部 出先 土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、漁港管理事務所、危機管理局等	(略)	(略)	(略)	<p>「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>配備局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制 </td> <td> 気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表したとき </td> <td> 本庁 知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部 出先 必要な地域局、空港管理事務所、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	配備局等	【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制	気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表したとき	本庁 知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部 出先 必要な地域局、空港管理事務所、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所	(略)	(略)	(略)	<p>○ 組織改編に伴う修正</p>
配備体制	配備基準	配備局等																			
【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制	気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表したとき	本庁 知事公室広聴広報課、文化・観光部空港振興局、交通基盤部、危機管理部 出先 土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、漁港管理事務所、危機管理局等																			
(略)	(略)	(略)																			
配備体制	配備基準	配備局等																			
【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制	気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表したとき	本庁 知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部 出先 必要な地域局、空港管理事務所、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所																			
(略)	(略)	(略)																			
地震 -59	<p>「静岡県地震災害警戒本部編成図」(抄)</p>	<p>「静岡県地震災害警戒本部編成図」(抄)</p>	<p>○ 組織改編に伴う修正</p>																		

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考												
地震 -74	<p>「静岡県地震災害警戒本部方面本部編成図」(抄)</p> <p>(略)</p> <p>第7節 避難活動 (略)</p> <p>2 避難地の設置及び避難生活</p> <table border="1" data-bbox="192 1480 1380 1816"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本方針</td> <td>市町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内容	基本方針	市町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。	(略)	(略)	<p>「静岡県地震災害警戒本部方面本部編成図」(抄)</p> <p>(略)</p> <p>第7節 避難活動 (略)</p> <p>2 避難地の設置及び避難生活</p> <table border="1" data-bbox="1463 1480 2650 1816"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本方針</td> <td>市町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、<u>避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等</u>に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内容	基本方針	市町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、 <u>避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等</u> に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。	(略)	(略)	<p>○ 組織改編に伴う修正</p> <p>○ 避難生活計画書に限らず、幅広く読める表現に修正</p>
	区分	内容													
基本方針	市町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。														
(略)	(略)														
区分	内容														
基本方針	市町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、 <u>避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等</u> に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。														
(略)	(略)														

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考								
地震 -91	(新設)	<p>第15節 南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応について</p> <p>南海トラフ地震に関連する情報発表時の新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応の概要について定める。</p> <p>「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)発表時の県が実施する防災対応等について</p> <table border="1" data-bbox="1457 428 2638 1283"> <thead> <tr> <th data-bbox="1620 436 1762 466">区 分</th> <th data-bbox="2110 436 2451 466">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1472 499 1911 625">南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時</td> <td data-bbox="1961 485 2623 646"> <p>事前配備体制(情報収集体制)をとる。</p> <p>※第1節 防災関係機関の活動1 県の「東海地震に関連する調査情報(臨時)」が発表された場合に準ずる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 821 1911 982">南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時</td> <td data-bbox="1961 667 2623 1144"> <p>・各部局危機担当監で構成する危機管理連絡調整会議を開催し、必要な対応について検討を行う。</p> <p>※気象庁による発生した現象及びその評価結果の発表を踏まえ、状況に応じて全職員動員体制をとるものとする。</p> <p>・その他に次の措置を講ずる。</p> <p>ア 県民への広報(呼びかけ)</p> <p>イ 所管する防災上重要な施設等の点検</p> <p>ウ 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</p> <p>エ 動員体制の確保</p> <p>オ 市町等への連絡</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 1157 1911 1276">県内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等</td> <td data-bbox="1961 1178 2623 1255">既に設置されている災害対策本部での対応によるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時	<p>事前配備体制(情報収集体制)をとる。</p> <p>※第1節 防災関係機関の活動1 県の「東海地震に関連する調査情報(臨時)」が発表された場合に準ずる。</p>	南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時	<p>・各部局危機担当監で構成する危機管理連絡調整会議を開催し、必要な対応について検討を行う。</p> <p>※気象庁による発生した現象及びその評価結果の発表を踏まえ、状況に応じて全職員動員体制をとるものとする。</p> <p>・その他に次の措置を講ずる。</p> <p>ア 県民への広報(呼びかけ)</p> <p>イ 所管する防災上重要な施設等の点検</p> <p>ウ 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</p> <p>エ 動員体制の確保</p> <p>オ 市町等への連絡</p>	県内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等	既に設置されている災害対策本部での対応によるものとする。	○南海トラフ地震に関する情報発表時の県の暫定的な防災対応について記載
区 分	内 容										
南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時	<p>事前配備体制(情報収集体制)をとる。</p> <p>※第1節 防災関係機関の活動1 県の「東海地震に関連する調査情報(臨時)」が発表された場合に準ずる。</p>										
南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時	<p>・各部局危機担当監で構成する危機管理連絡調整会議を開催し、必要な対応について検討を行う。</p> <p>※気象庁による発生した現象及びその評価結果の発表を踏まえ、状況に応じて全職員動員体制をとるものとする。</p> <p>・その他に次の措置を講ずる。</p> <p>ア 県民への広報(呼びかけ)</p> <p>イ 所管する防災上重要な施設等の点検</p> <p>ウ 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</p> <p>エ 動員体制の確保</p> <p>オ 市町等への連絡</p>										
県内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等	既に設置されている災害対策本部での対応によるものとする。										
地震 -94	第5章 災害応急対策 第1節 防災関係機関の活動 1 県	第5章 災害応急対策 第1節 防災関係機関の活動 1 県									

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧		新		備考																
地震 -98	(追加)	(追加)	環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p> <p>エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</p>	○ 新たに指定地方行政機関に追加																
	(追加)	(追加)	防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>																	
地震 -111	<p>(略)</p> <p>第2～6節</p> <p>(略)</p> <p>第7節 避難活動</p> <p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、「<u>避難生活計画書</u>」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>避難所の運営に当たっては、県が作成した「<u>避難所運営マニュアル</u>」を参考とし、要配慮者等に配慮するものとする。</p>		<p>(略)</p> <p>第2～6節</p> <p>(略)</p> <p>第7節 避難活動</p> <p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、<u>避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等</u>に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>避難所の運営に当たっては、県が作成した「<u>避難生活の手引き</u>」「<u>避難所運営マニュアル</u>」や各市町の「<u>避難所運営マニュアル</u>」等を参考とし、要配慮者等に配慮するものとする。</p>		○ 「避難生活の手引き」の作成、「避難所運営マニュアル」の改訂に伴う修正内容を反映																
地震 -112	<p>(2) 避難所の設置及び避難生活</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>設置期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所、2次避難所</td> <td> <p>市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 ・福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	内 容		(略)	(略)	設置期間	(略)	福祉避難所、2次避難所	<p>市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 ・福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。 	<p>2) 避難所の設置及び避難生活</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>設置期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。 ・市町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 ・市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 ・市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	内 容	(略)	(略)	設置期間	(略)	福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・市町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。 ・市町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 ・市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 ・市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮
区分	内 容																				
(略)	(略)																				
設置期間	(略)																				
福祉避難所、2次避難所	<p>市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 ・福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。 																				
区分	内 容																				
(略)	(略)																				
設置期間	(略)																				
福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・市町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。 ・市町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 ・市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 ・市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮 																				

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧		新		備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。 		<ul style="list-style-type: none"> 者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。 ・市町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。 	
	設置期間	(略)	2次的避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・2次的避難所は、市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 ・市町及び県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・市町及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。 	
	避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・市町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。 ・避難所には避難所等の運営を行うために必要な市町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ・避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 ・自主防災組織は、避難所の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。 <p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。 ・生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 ・食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。 	設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・市町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。 ・避難所には避難所等の運営を行うために必要な市町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ・避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 ・自主防災組織は、避難所の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。 ・運営が軌道に乗り次第、市町、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市町、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。 ・市町は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。 ・生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 ・食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。 	<p>○ 「避難生活の手引き」の作成、「避難所運営マニュアル」の改訂に伴う修正</p>
	(略)		(略)		

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考																				
地震 -119	<p>第10節 地域への救援活動</p> <p>(4) 日本赤十字社静岡県支部の活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護班の派遣</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広域応援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ日本赤十字社に対し、医療救護班の派遣を要請する。 日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。 医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	医療救護班の派遣	(略)	広域応援	<ul style="list-style-type: none"> 日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ日本赤十字社に対し、医療救護班の派遣を要請する。 日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。 医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。 	<p>第10節 地域への救援活動</p> <p>(4) 日本赤十字社静岡県支部の活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護班の派遣</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広域応援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長（日本赤十字社愛知県支部長）に対し、医療救護班の派遣を要請する。 日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。 医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	医療救護班の派遣	(略)	広域応援	<ul style="list-style-type: none"> 日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長（日本赤十字社愛知県支部長）に対し、医療救護班の派遣を要請する。 日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。 医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。 	<p>○ 日本赤十字社内部規則が一部改正されたことに伴い、その内容に準じた修正。</p>								
区分	内 容																						
医療救護班の派遣	(略)																						
広域応援	<ul style="list-style-type: none"> 日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ日本赤十字社に対し、医療救護班の派遣を要請する。 日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。 医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。 																						
区分	内 容																						
医療救護班の派遣	(略)																						
広域応援	<ul style="list-style-type: none"> 日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長（日本赤十字社愛知県支部長）に対し、医療救護班の派遣を要請する。 日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。 医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。 																						
地震 -136	<p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>(略)</p> <p>4 防災関係機関</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁 第三管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	海上保安庁 第三管区海上保安本部	(略)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	<p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>(略)</p> <p>4 防災関係機関</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁 第三管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境省 関東地方環境事務所</td> <td> <u>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u> <u>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u> <u>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</u> <u>エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</u> </td> </tr> <tr> <td>防衛省 南関東防衛局</td> <td> <u>ア 所管財産使用に関する連絡調整</u> <u>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</u> <u>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	海上保安庁 第三管区海上保安本部	(略)	環境省 関東地方環境事務所	<u>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u> <u>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u> <u>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</u> <u>エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</u>	防衛省 南関東防衛局	<u>ア 所管財産使用に関する連絡調整</u> <u>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</u> <u>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</u>	<p>○ 新たに指定地方行政機関に追加</p>
機関名	処理すべき事務又は業務																						
(略)	(略)																						
海上保安庁 第三管区海上保安本部	(略)																						
(追加)	(追加)																						
(追加)	(追加)																						
機関名	処理すべき事務又は業務																						
(略)	(略)																						
海上保安庁 第三管区海上保安本部	(略)																						
環境省 関東地方環境事務所	<u>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u> <u>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u> <u>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</u> <u>エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</u>																						
防衛省 南関東防衛局	<u>ア 所管財産使用に関する連絡調整</u> <u>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</u> <u>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</u>																						

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考																				
津波 -4	<p>3 津波対策の巻</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁 第三管区海上保安 本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	海上保安庁 第三管区海上保安 本部	(略)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	<p>3 津波対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁 第三管区海上保安 本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境省 関東地方環境事務 所</td> <td> <u>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u> <u>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u> <u>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</u> <u>エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</u> </td> </tr> <tr> <td>防衛省 南関東防衛局</td> <td> <u>ア 所管財産使用に関する連絡調整</u> <u>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</u> <u>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	海上保安庁 第三管区海上保安 本部	(略)	環境省 関東地方環境事務 所	<u>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u> <u>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u> <u>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</u> <u>エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</u>	防衛省 南関東防衛局	<u>ア 所管財産使用に関する連絡調整</u> <u>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</u> <u>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</u>	<p>○ 新たに指定地方行政機関に追加</p>
機関名	処理すべき事務又は業務																						
(略)	(略)																						
海上保安庁 第三管区海上保安 本部	(略)																						
(追加)	(追加)																						
(追加)	(追加)																						
機関名	処理すべき事務又は業務																						
(略)	(略)																						
海上保安庁 第三管区海上保安 本部	(略)																						
環境省 関東地方環境事務 所	<u>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u> <u>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u> <u>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</u> <u>エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</u>																						
防衛省 南関東防衛局	<u>ア 所管財産使用に関する連絡調整</u> <u>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</u> <u>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</u>																						
津波 -21	<p>(略)</p> <p>第3節 予想される災害</p> <p>6 遠地津波</p> <p>○ チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>概要</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、<u>チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝</u>で起きた地震に伴う津波である。 <u>(追加) 遠地津波が襲来するまでの時間は、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	概要	内容	概要	<ul style="list-style-type: none"> 遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、<u>チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝</u>で起きた地震に伴う津波である。 <u>(追加) 遠地津波が襲来するまでの時間は、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する。</u> 	<p>第3節 予想される災害</p> <p>6 遠地津波</p> <p>○ チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>概要</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、<u>チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等</u>で起きた地震に伴う津波である。 <u>過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する<u>場合がある。</u></u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>○ インドネシア、アラスカ付近で起きた地震に伴う津波でも、日本で大きな津波を観測した事例があるため。また、津波の発生メカニズムにより、その伝播経路は異なり、到達時</p>	概要	内容	概要	<ul style="list-style-type: none"> 遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、<u>チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等</u>で起きた地震に伴う津波である。 <u>過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する<u>場合がある。</u></u> 													
概要	内容																						
概要	<ul style="list-style-type: none"> 遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、<u>チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝</u>で起きた地震に伴う津波である。 <u>(追加) 遠地津波が襲来するまでの時間は、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する。</u> 																						
概要	内容																						
概要	<ul style="list-style-type: none"> 遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、<u>チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等</u>で起きた地震に伴う津波である。 <u>過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する<u>場合がある。</u></u> 																						

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																
津波 -26	<table border="1"> <tr> <td>特徴等</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2章 平常時対策 第4節 津波災害予防対策の推進 2 津波に強いまちづくり (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町等が作成する津波避難行動計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。 <p>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	特徴等	(略)	区 分	内 容	津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 市町等が作成する津波避難行動計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。 <p>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>特徴等</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2章 平常時対策 第4節 津波災害予防対策の推進 2 津波に強いまちづくり (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町等が作成する津波避難(削除)計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。 <p>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	特徴等	(略)	区 分	内 容	津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 市町等が作成する津波避難(削除)計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。 <p>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 	(略)	(略)	<p>間について断定的な表現は適切でないことから修正</p> <p>○ 誤字訂正</p>
	特徴等	(略)																	
区 分	内 容																		
津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 市町等が作成する津波避難行動計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。 <p>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 																		
(略)	(略)																		
特徴等	(略)																		
区 分	内 容																		
津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 市町等が作成する津波避難(削除)計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。 <p>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 																		
(略)	(略)																		
津波 -28	<p>3 津波避難施設等の整備 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>静岡モデルの推進</td> <td> <p>津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」の整備を推進する。整備に当たっては、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う「ふじ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	静岡モデルの推進	<p>津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」の整備を推進する。整備に当たっては、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う「ふじ</p>	<p>3 津波避難施設等の整備 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「静岡モデル」防潮堤の整備</td> <td> <p>津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」防潮堤の整備を推進する。整備に当たっては、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	「静岡モデル」防潮堤の整備	<p>津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」防潮堤の整備を推進する。整備に当たっては、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う</p>	<p>○ 適切な表現に修正</p>				
区 分	内 容																		
(略)	(略)																		
静岡モデルの推進	<p>津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」の整備を推進する。整備に当たっては、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う「ふじ</p>																		
区 分	内 容																		
(略)	(略)																		
「静岡モデル」防潮堤の整備	<p>津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」防潮堤の整備を推進する。整備に当たっては、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う</p>																		

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧		新		備考																																											
津波 -30		のくに森の防潮堤づくり」と連携して推進し、多重防御による津波被害の軽減を図る。		「ふじのくに森の防潮堤づくり」と連携して推進し、多重防御による津波被害の軽減を図る。	○ 組織改編に伴う修正																																											
	(略)	(略)	(略)	(略)																																												
	(略)		(略)																																													
	第3章 災害応急対策		第3章 災害応急対策																																													
	第1節 防災関係機関の活動		第1節 防災関係機関の活動																																													
	1 県		1 県																																													
	(略)		(略)																																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備内容</th> <th colspan="2">配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">【情報収集体制】 津波注意報が県下に発表されたとき</td> <td rowspan="2">各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</td> <td>本庁</td> <td>経済産業部水産業局、交通基盤部、<u>危機管理部</u></td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td><u>必要な危機管理局等(※1)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【警戒体制】 津波警報が県下に発表されたとき</td> <td rowspan="2">各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制</td> <td>本庁</td> <td>知事戦略局広聴広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部、<u>危機管理部</u></td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>必要な危機管理局等(※2)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【警戒本部設置体制】 大津波警報が県下に発表されたとき、若しくは津波警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき</td> <td rowspan="2">全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制</td> <td>本庁</td> <td>知事戦略局広聴広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部、<u>危機管理部</u></td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>必要な危機管理局等(※2)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備内容		配備部局等		【情報収集体制】 津波注意報が県下に発表されたとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	経済産業部水産業局、交通基盤部、 <u>危機管理部</u>	出先	<u>必要な危機管理局等(※1)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所</u>	【警戒体制】 津波警報が県下に発表されたとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部、 <u>危機管理部</u>	出先	必要な危機管理局等(※2)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所	【警戒本部設置体制】 大津波警報が県下に発表されたとき、若しくは津波警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部、 <u>危機管理部</u>	出先	必要な危機管理局等(※2)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備内容</th> <th colspan="2">配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">【情報収集体制】 津波注意報が県下に発表されたとき</td> <td rowspan="2">各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</td> <td>本庁</td> <td><u>危機管理部</u>、経済産業部水産業局、交通基盤部</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td><u>必要な地域局(※1)、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【警戒体制】 津波警報が県下に発表されたとき</td> <td rowspan="2">各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制</td> <td>本庁</td> <td>知事戦略局広聴広報課、地域外交局、<u>危機管理部</u>、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td><u>必要な地域局(※2)、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【警戒本部設置体制】 大津波警報が県下に発表されたとき、若しくは津波警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき</td> <td rowspan="2">全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制</td> <td>本庁</td> <td>知事戦略局広聴広報課、地域外交局、<u>危機管理部</u>、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td><u>必要な地域局(※2)、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所</u></td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備内容	配備部局等		【情報収集体制】 津波注意報が県下に発表されたとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	<u>危機管理部</u> 、経済産業部水産業局、交通基盤部	出先	<u>必要な地域局(※1)、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所</u>	【警戒体制】 津波警報が県下に発表されたとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、 <u>危機管理部</u> 、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部	出先	<u>必要な地域局(※2)、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所</u>	【警戒本部設置体制】 大津波警報が県下に発表されたとき、若しくは津波警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、 <u>危機管理部</u> 、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部	出先	<u>必要な地域局(※2)、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所</u>
	配備体制	配備内容	配備部局等																																													
	【情報収集体制】 津波注意報が県下に発表されたとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	経済産業部水産業局、交通基盤部、 <u>危機管理部</u>																																												
出先			<u>必要な危機管理局等(※1)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所</u>																																													
【警戒体制】 津波警報が県下に発表されたとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部、 <u>危機管理部</u>																																													
		出先	必要な危機管理局等(※2)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所																																													
【警戒本部設置体制】 大津波警報が県下に発表されたとき、若しくは津波警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部、 <u>危機管理部</u>																																													
		出先	必要な危機管理局等(※2)、漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所																																													
配備体制	配備内容	配備部局等																																														
【情報収集体制】 津波注意報が県下に発表されたとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	<u>危機管理部</u> 、経済産業部水産業局、交通基盤部																																													
		出先	<u>必要な地域局(※1)、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所</u>																																													
【警戒体制】 津波警報が県下に発表されたとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、 <u>危機管理部</u> 、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部																																													
		出先	<u>必要な地域局(※2)、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所</u>																																													
【警戒本部設置体制】 大津波警報が県下に発表されたとき、若しくは津波警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、 <u>危機管理部</u> 、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部																																													
		出先	<u>必要な地域局(※2)、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所</u>																																													
※1 賀茂振興局については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。		※1 賀茂地域局については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。																																														
※2 必要により、 <u>危機管理局等</u> は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。		※2 必要により、 <u>地域局</u> は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。																																														
(略)		(略)																																														

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																												
津波 -33	<p>3 防災関係機関 (略) (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 東京航空局東京空港事務所</td> <td>ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置 イ 遭難航空機の捜索及び救助 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁 第三管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	国土交通省 東京航空局東京空港事務所	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置 イ 遭難航空機の捜索及び救助 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底	(略)	(略)	海上保安庁 第三管区海上保安本部	(略)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	<p>3 防災関係機関 (略) (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 東京航空局東京空港事務所</td> <td>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置 イ 遭難航空機の捜索及び救助 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁 第三管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境省 関東地方環境事務所</td> <td>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</td> </tr> <tr> <td>防衛省 南関東防衛局</td> <td>ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	国土交通省 東京航空局東京空港事務所	ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置 イ 遭難航空機の捜索及び救助 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底	(略)	(略)	海上保安庁 第三管区海上保安本部	(略)	環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	<p>○ 災害時に必要である調査、救命救急等の航空機の運航が含まれる表現に修正</p> <p>○ 新たに指定地方行政機関に追加</p>
機関名	処理すべき事務又は業務																														
(略)	(略)																														
国土交通省 東京航空局東京空港事務所	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置 イ 遭難航空機の捜索及び救助 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底																														
(略)	(略)																														
海上保安庁 第三管区海上保安本部	(略)																														
(追加)	(追加)																														
(追加)	(追加)																														
機関名	処理すべき事務又は業務																														
(略)	(略)																														
国土交通省 東京航空局東京空港事務所	ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置 イ 遭難航空機の捜索及び救助 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底																														
(略)	(略)																														
海上保安庁 第三管区海上保安本部	(略)																														
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援																														
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援																														
津波 -37	<p>第2節 情報活動 1 津波情報等の種類 (2)津波予報区 日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">静岡県が属する津波予報区</th> </tr> <tr> <th>津波予報区</th> <th>区 域</th> <th>津波警報等を発表する官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県</td> <td>静岡県</td> <td>気象庁本庁または大阪管区气象台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	静岡県が属する津波予報区			津波予報区	区 域	津波警報等を発表する官署	静岡県	静岡県	気象庁本庁または大阪管区气象台	<p>第2節 情報活動 1 津波情報等の種類 (2)津波予報区 日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">静岡県が属する津波予報区</th> </tr> <tr> <th>津波予報区</th> <th>区 域</th> <th>津波警報等を発表する官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県</td> <td>静岡県</td> <td>気象庁</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	静岡県が属する津波予報区			津波予報区	区 域	津波警報等を発表する官署	静岡県	静岡県	気象庁	<p>○ 県が警報等を受ける際には気象庁の本庁か大阪管区气象台の発表によるものを区別する必要はないため</p>										
静岡県が属する津波予報区																															
津波予報区	区 域	津波警報等を発表する官署																													
静岡県	静岡県	気象庁本庁または大阪管区气象台																													
静岡県が属する津波予報区																															
津波予報区	区 域	津波警報等を発表する官署																													
静岡県	静岡県	気象庁																													

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																																																																																																														
津波 -41	<p>2 津波情報等の伝達系統図 (略)</p> <p>沿岸市町一覧表 (平成29年4月1日時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危機管理局等</th> <th colspan="7">沿 岸 ・ 市 町 一 覧 表</th> <th>沿岸市町</th> <th>津波避難計画策定済みの市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賀 茂</td> <td>下田市</td> <td>東伊豆町</td> <td>河津町</td> <td>南伊豆町</td> <td>松崎町</td> <td>西伊豆町</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>東 部</td> <td>沼津市</td> <td>熱海市</td> <td>伊東市</td> <td>富士市</td> <td>伊豆市</td> <td></td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>中 部</td> <td>静岡市</td> <td>焼津市</td> <td>牧之原市</td> <td>吉田町</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>西 部</td> <td>浜松市</td> <td>磐田市</td> <td>掛川市</td> <td>袋井市</td> <td>湖西市</td> <td>御前崎市</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 沿岸市町は、海面監視を行う。 2 の市町は津波災害警戒区域の指定があった市町 (追加)</p> <p>(略)</p>	危機管理局等	沿 岸 ・ 市 町 一 覧 表							沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町	賀 茂	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	6	東 部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	伊豆市		5	5	中 部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町			4	4	西 部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6	計							21	21	<p>2 津波情報等の伝達系統図 (略)</p> <p>沿岸市町一覧表 (平成30年4月1日時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域局</th> <th colspan="7">沿 岸 ・ 市 町 一 覧 表</th> <th>沿岸市町</th> <th>津波避難計画策定済みの市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賀 茂</td> <td>下田市</td> <td>東伊豆町</td> <td>河津町</td> <td>南伊豆町</td> <td>松崎町</td> <td>西伊豆町</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>東 部</td> <td>沼津市</td> <td>熱海市</td> <td>伊東市</td> <td>富士市</td> <td>伊豆市</td> <td></td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>中 部</td> <td>静岡市</td> <td>焼津市</td> <td>牧之原市</td> <td>吉田町</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>西 部</td> <td>浜松市</td> <td>磐田市</td> <td>掛川市</td> <td>袋井市</td> <td>湖西市</td> <td>御前崎市</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 沿岸市町は、海面監視を行う。 2 の市町は津波災害警戒区域の指定があった市町 3 ◎の市町は津波災害特別警戒区域の指定があった市町</p> <p>(略)</p>	地域局	沿 岸 ・ 市 町 一 覧 表							沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町	賀 茂	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	6	東 部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	伊豆市		5	5	中 部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町			4	4	西 部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6	計							21	21	<p>○ 時点更新。新たに津波災害特別警戒区域の指定があった市町について追加</p>
危機管理局等	沿 岸 ・ 市 町 一 覧 表							沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町																																																																																																								
賀 茂	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	6																																																																																																									
東 部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	伊豆市		5	5																																																																																																									
中 部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町			4	4																																																																																																									
西 部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6																																																																																																									
計							21	21																																																																																																									
地域局	沿 岸 ・ 市 町 一 覧 表							沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町																																																																																																								
賀 茂	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	6																																																																																																									
東 部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	伊豆市		5	5																																																																																																									
中 部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町			4	4																																																																																																									
西 部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6																																																																																																									
計							21	21																																																																																																									

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考																														
津波 -43	<p>第5節 避難活動</p> <p>1 避難対策</p> <p>(2) 避難のための<u>勧告・指示</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">勧告・指示の基準</td> <td>ア 市町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し<u>避難の勧告</u>をする。<u>また危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示</u>をする。</td> </tr> <tr> <td>イ 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。</td> </tr> <tr> <td>ウ 知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難の<u>勧告又は指示</u>をする。この場合、知事はその旨を公示する。</td> </tr> <tr> <td>エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">勧告・指示の内容</td> <td>避難の<u>勧告・指示</u>を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</td> </tr> <tr> <td>ア 避難の<u>勧告・指示</u>が出された地域名</td> </tr> <tr> <td>イ 避難路及び避難先</td> </tr> <tr> <td>ウ 避難時の服装、携行品</td> </tr> <tr> <td>エ 避難行動における注意事項</td> </tr> <tr> <td>勧告・指示の伝達方法</td> <td>市町長又は知事は、避難の<u>勧告又は指示</u>をしたときは、直ちに<u>勧告又は指示</u>が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	勧告・指示の基準	ア 市町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し <u>避難の勧告</u> をする。 <u>また危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示</u> をする。	イ 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。	ウ 知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難の <u>勧告又は指示</u> をする。この場合、知事はその旨を公示する。	エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。	勧告・指示の内容	避難の <u>勧告・指示</u> を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。	ア 避難の <u>勧告・指示</u> が出された地域名	イ 避難路及び避難先	ウ 避難時の服装、携行品	エ 避難行動における注意事項	勧告・指示の伝達方法	市町長又は知事は、避難の <u>勧告又は指示</u> をしたときは、直ちに <u>勧告又は指示</u> が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。	<p>第5節 避難活動</p> <p>1 避難対策</p> <p>(2) 避難のための<u>指示等</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">指示等の基準</td> <td>ア 市町長は、<u>津波による</u>災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、<u>基本的には避難指示（緊急）</u>を発令する。<u>ただし、遠地地震に伴う津波については、必要に応じて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告</u>を発令する。</td> </tr> <tr> <td>イ 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。</td> </tr> <tr> <td>ウ 知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難の<u>指示、避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告（以下、「指示等」という。）</u>をする。この場合、知事はその旨を公示する。</td> </tr> <tr> <td>エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">指示等の内容</td> <td>避難の<u>指示等</u>を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</td> </tr> <tr> <td>ア 避難の<u>指示等</u>が出された地域名</td> </tr> <tr> <td>イ 避難路及び避難先</td> </tr> <tr> <td>ウ 避難時の服装、携行品</td> </tr> <tr> <td>エ 避難行動における注意事項</td> </tr> <tr> <td>指示等の伝達方法</td> <td>市町長又は知事は、避難の<u>指示等</u>をしたときは、直ちに<u>指示等</u>が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	指示等の基準	ア 市町長は、 <u>津波による</u> 災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、 <u>基本的には避難指示（緊急）</u> を発令する。 <u>ただし、遠地地震に伴う津波については、必要に応じて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告</u> を発令する。	イ 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。	ウ 知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難の <u>指示、避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告（以下、「指示等」という。）</u> をする。この場合、知事はその旨を公示する。	エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。	指示等の内容	避難の <u>指示等</u> を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。	ア 避難の <u>指示等</u> が出された地域名	イ 避難路及び避難先	ウ 避難時の服装、携行品	エ 避難行動における注意事項	指示等の伝達方法	市町長又は知事は、避難の <u>指示等</u> をしたときは、直ちに <u>指示等</u> が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。	<p>○内閣府「避難勧告等のガイドライン」において、津波に対しては、遠地地震など時間的猶予のあるものを除き、基本的には避難指示（緊急）のみを発令するとされているため</p>
区分	内容																																
勧告・指示の基準	ア 市町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し <u>避難の勧告</u> をする。 <u>また危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示</u> をする。																																
	イ 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。																																
	ウ 知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難の <u>勧告又は指示</u> をする。この場合、知事はその旨を公示する。																																
	エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。																																
勧告・指示の内容	避難の <u>勧告・指示</u> を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。																																
	ア 避難の <u>勧告・指示</u> が出された地域名																																
	イ 避難路及び避難先																																
	ウ 避難時の服装、携行品																																
エ 避難行動における注意事項																																	
勧告・指示の伝達方法	市町長又は知事は、避難の <u>勧告又は指示</u> をしたときは、直ちに <u>勧告又は指示</u> が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。																																
区分	内容																																
指示等の基準	ア 市町長は、 <u>津波による</u> 災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、 <u>基本的には避難指示（緊急）</u> を発令する。 <u>ただし、遠地地震に伴う津波については、必要に応じて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告</u> を発令する。																																
	イ 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。																																
	ウ 知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難の <u>指示、避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告（以下、「指示等」という。）</u> をする。この場合、知事はその旨を公示する。																																
	エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。																																
指示等の内容	避難の <u>指示等</u> を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。																																
	ア 避難の <u>指示等</u> が出された地域名																																
	イ 避難路及び避難先																																
	ウ 避難時の服装、携行品																																
エ 避難行動における注意事項																																	
指示等の伝達方法	市町長又は知事は、避難の <u>指示等</u> をしたときは、直ちに <u>指示等</u> が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。																																
津波 -44	<p>(3) 津波からの避難対策</p> <p>津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。</p> <p>① 市町が実施する自衛措置</p> <p>沿岸地域の市町においては、次の措置をとるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容			<p>(3) 津波からの避難対策</p> <p>津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。</p> <p>① 市町が実施する自衛措置</p> <p>沿岸地域の市町においては、次の措置をとるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容																									
区分	内容																																
区分	内容																																

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考
	<p>津波注意報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想される時は、市町長は住民に対して<u>避難の勧告又は指示</u>を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市町長が行う<u>避難の勧告又は指示</u>については、「1 避難対策」の「(2) 避難のための勧告及び指示」に準ずる。 住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市町が広報する情報に注意するよう呼びかける。 海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、<u>避難の勧告又は指示</u>の伝達に努める。 	<p>津波注意報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想される時は、市町長は住民に対して<u>避難指示（緊急）</u>を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市町長が行う<u>避難の避難指示（緊急）</u>については、「1 避難対策」の「(2) 避難のための勧告及び指示等」に準ずる。 住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市町が広報する情報に注意するよう呼びかける。 海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、<u>避難指示（緊急）</u>の伝達に努める。 	
	<p>津波警報が発表された場合</p> <p>市町長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に<u>避難の勧告又は指示</u>を伝達するなどの必要な措置をとる。</p>	<p>大津波警報・津波警報が発表された場合</p> <p>市町長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に<u>避難指示（緊急）</u>を伝達するなどの必要な措置をとる。</p>	
	<p>震度6弱以上の強い揺れを感じた場合</p> <p>市町長は、直ちに要避難地区にある住民、海水浴客等に対して、<u>避難の勧告又は指示</u>を伝達するなどの必要な措置をとる。</p>	<p>震度6弱以上の強い揺れを感じた場合</p> <p>市町長は、直ちに要避難地区にある住民、海水浴客等に対して、<u>避難指示（緊急）</u>を伝達するなどの必要な措置をとる。</p>	
	<p>津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合</p> <p>ア 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。</p> <p>イ 報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。</p> <p>ウ 避難の勧告、指示等 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想される時は、市町長は住民、海水浴客等に対して<u>避難の勧告又は指示</u>を伝達するなどの必要な措置をとる。</p>	<p>津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合</p> <p>ア 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、<u>少なくとも30分間は</u>、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。</p> <p>イ 報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。</p> <p>ウ 避難の<u>指示等</u> 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想される時は、市町長は住民、海水浴客等に対して<u>避難指示（緊急）</u>を伝達するなどの必要な措置をとる。</p>	
	<p>遠地津波が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。 津波注意報または津波警報が発令された場合には、上記の必要な措置をとる。 住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。 	<p>遠地津波が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。 津波注意報または津波警報が発令された場合には、上記の必要な措置をとる。 住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。 	

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考														
津波 -46	<p>② 住民が実施する自衛措置</p> <p>○海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、<u>避難の勧告又は指示</u>を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。</p> <p>○海水浴客等は、上記の他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <table border="1" data-bbox="192 714 1389 940"> <tr> <td data-bbox="192 714 350 940">基本方針</td> <td data-bbox="350 714 1389 940"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、<u>「避難生活計画書」</u>に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 ○ 避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。 </td> </tr> </table>	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、<u>「避難生活計画書」</u>に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 ○ 避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。 	<p>② 住民が実施する自衛措置</p> <p>○海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、<u>避難指示（緊急）</u>を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。</p> <p>○海水浴客等は、上記の他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <table border="1" data-bbox="1463 724 2659 1039"> <tr> <td data-bbox="1463 724 1620 1039">基本方針</td> <td data-bbox="1620 724 2659 1039"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、<u>避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等</u>に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 ○ 避難所の運営に当たっては、<u>県が作成した「避難生活の手引き」「避難所運営マニュアル」</u>や各市町の「<u>避難所運営マニュアル</u>」等を参考とし、<u>要配慮者等に配慮するものとする。</u> </td> </tr> </table>	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、<u>避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等</u>に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 ○ 避難所の運営に当たっては、<u>県が作成した「避難生活の手引き」「避難所運営マニュアル」</u>や各市町の「<u>避難所運営マニュアル</u>」等を参考とし、<u>要配慮者等に配慮するものとする。</u> 	<p>○ 「避難生活の手引き」の作成、「避難所運営マニュアル」の改訂に伴う修正内容を反映</p> <p>○ 共通対策編の記載に合わせ修正</p>										
	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、<u>「避難生活計画書」</u>に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 ○ 避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。 															
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、<u>避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等</u>に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 ○ 避難所の運営に当たっては、<u>県が作成した「避難生活の手引き」「避難所運営マニュアル」</u>や各市町の「<u>避難所運営マニュアル</u>」等を参考とし、<u>要配慮者等に配慮するものとする。</u> 																
<p>(1) 避難所の設置及び避難生活</p> <table border="1" data-bbox="192 1113 1389 1885"> <thead> <tr> <th data-bbox="192 1113 350 1161">区分</th> <th data-bbox="350 1113 1389 1161">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="192 1161 350 1209">(略)</td> <td data-bbox="350 1161 1389 1209">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 1209 350 1661">福祉避難所、2次的避難所</td> <td data-bbox="350 1209 1389 1661"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。</u> ・ <u>福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 1661 350 1885"></td> <td data-bbox="350 1661 1389 1885"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。</u> ・ <u>この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	福祉避難所、2次的避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。</u> ・ <u>福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。</u> ・ <u>この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の</u> 	<p>(1) 避難所の設置及び避難生活</p> <table border="1" data-bbox="1463 1113 2659 1885"> <thead> <tr> <th data-bbox="1463 1113 1620 1161">区分</th> <th data-bbox="1620 1113 2659 1161">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1463 1161 1620 1209">(略)</td> <td data-bbox="1620 1161 2659 1209">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 1209 1620 1839">福祉避難所</td> <td data-bbox="1620 1209 2659 1839"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。</u> ・ <u>市町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</u> ・ <u>市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</u> ・ <u>市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</u> ・ <u>市町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 1839 1620 1885">2次的避</td> <td data-bbox="1620 1839 2659 1885"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2次的避難所は、市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。</u> ・ <u>市町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</u> ・ <u>市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</u> ・ <u>市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</u> ・ <u>市町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</u> 	2次的避	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2次的避難所は、市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期</u>
区分	内容																
(略)	(略)																
福祉避難所、2次的避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。</u> ・ <u>福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。</u> 																
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、資料の巻Ⅱ（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。</u> ・ <u>この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の</u> 																
区分	内容																
(略)	(略)																
福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。</u> ・ <u>市町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</u> ・ <u>市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</u> ・ <u>市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</u> ・ <u>市町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</u> 																
2次的避	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2次的避難所は、市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期</u> 																

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧		新		備考
		<p>期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。</p>	<p>難所</p>	<p><u>化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。</u></p> <p>・市町及び県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。</p> <p>・市町及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。</p>	
	<p>設置期間</p>	<p>(略)</p>	<p>設置期間</p>	<p>(略)</p>	
	<p>避難所の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 避難所での避難生活の運営に当たっては女性の参画の推進を図るとともに、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 自主防災組織は、避難所の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。 <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 	<p>避難所の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 避難所での避難生活の運営に当たっては女性の参画の推進を図るとともに、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 自主防災組織は、避難所の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。 <u>運営が軌道に乗り次第、市町、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市町、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。</u> 市町は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 	<p>○ 「避難生活の手引き」の作成、「避難所運営マニュアル」の改訂に伴う修正内容を反映</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考
風水害-5	<p>5 風水害対策の巻</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 予想される災害と地域</p> <p>3 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内で砂防指定地が<u>1,668</u>箇所、地すべり防止区域が<u>188</u>箇所、急傾斜地崩壊危険区域が<u>1,250</u>箇所及び土砂災害警戒区域<u>14,330</u>箇所（いずれも平成<u>28</u>年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照） ○ 土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所（資料の巻Ⅱ4-2-6～4-2-8参照）でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。 <p>（略）</p>	<p>5 風水害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 予想される災害と地域</p> <p>3 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内で砂防指定地が<u>1,676</u>箇所、地すべり防止区域が<u>189</u>箇所、急傾斜地崩壊危険区域が<u>1,259</u>箇所及び土砂災害警戒区域<u>15,418</u>箇所（いずれも平成<u>29</u>年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照） ○ 土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所（資料の巻Ⅱ4-2-6～4-2-8参照）でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。 <p>（略）</p>	○ 時点更新
風水害-7	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 河川災害予防計画</p> <p>2 河川の治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の一、二級河川は<u>533</u>河川、流路延長<u>2,861.9</u>km、要整備延長は<u>1,886.3</u>kmである。（平成<u>28</u>年4月1日現在）これに対し、県は、社会資本整備重点計画に基づき整備を促進する。 <p>3 浸水想定区域の指定と通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は<u>特別警戒水位</u>を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続期間等を順次公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。 <p>（略）</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 河川災害予防計画</p> <p>2 河川の治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の一、二級河川は<u>533</u>河川、流路延長<u>2,861.9</u>km、要整備延長は<u>1,885.3</u>kmである。（平成<u>29</u>年4月1日現在）これに対し、県は、社会資本整備重点計画に基づき整備を促進する。 <p>3 浸水想定区域の指定と通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は<u>洪水特別警戒水位</u>を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続期間等を順次公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。 <p>（略）</p>	○ 時点更新
風水害-7	<p>4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は市町地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。 ・要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの。 ・大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。 	<p>4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は市町地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。 ・要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの。 ・大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。 	○ 用語の改訂による修正

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考								
	<p>○ <u>（追加）</u></p> <p>○ 浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>○ <u>上記のうち、要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>市町地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。</u> また、市町長は、<u>上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</u> ・<u>市町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u> ・<u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。</u> ・<u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。</u> <p>○ 浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>○ 平成 29 年 6 月に改正された「水防法等の一部を改正する法律」に係る内容の修正（一部昨年度修正済み）</p>								
風水害-8	<p>第 2 節 海岸保全災害防除計画</p> <p>2 海岸防災林造成事業</p> <p>○ 海浜からの強風や飛砂及び潮の被害から田畑や住宅を守るため、海岸線に整備されている海岸防災林においては、その機能を維持増進するための森林の管理を適切に行い、風害又は飛砂、高潮等による被害の軽減を図る。（事業については、第 6 節「<u>治山</u>災害防除計画」を参照）</p> <p>（略）</p>	<p>第 2 節 海岸保全災害防除計画</p> <p>2 海岸防災林造成事業</p> <p>○ 海浜からの強風や飛砂及び潮の被害から田畑や住宅を守るため、海岸線に整備されている海岸防災林においては、その機能を維持増進するための森林の管理を適切に行い、風害又は飛砂、高潮等による被害の軽減を図る。（事業については、第 6 節「<u>山地</u>災害防除計画」を参照）</p> <p>（略）</p>	<p>○ 「治山災害防除計画」という言葉が適切ではないため修正</p>								
風水害-11	<p>第 5 節 土砂災害防除計画</p> <p>5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用</p> <table border="1" data-bbox="210 1856 1377 1902"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>内</td> <td>容</td> </tr> </table>	区	分	内	容	<p>第 5 節 土砂災害防除計画</p> <p>5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用</p> <table border="1" data-bbox="1475 1856 2641 1902"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>内</td> <td>容</td> </tr> </table>	区	分	内	容	
区	分	内	容								
区	分	内	容								

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧		新		備考
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	<p>・市町地域防災計画にその名称及び所持地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。<u>(追加)</u></p> <p>また、市町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>市町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。</p>	要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	<p>・市町地域防災計画にその名称及び所持地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。<u>当該計画を作成したときは、遅滞なく、市町長に報告しなければならない。</u>計画を変更したときも同様とする。</p> <p>また、市町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>市町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。</p>	○平成29年6月に改正された土砂災害防止法に係る内容の修正(一部昨年度修正済み)
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
風水害	第6節 治山災害防除計画	第6節 治山災害防除計画	第6節 山地災害防除計画	第6節 山地災害防除計画	
-12	1 治山事業	1 治山事業	1 本県の山地災害対策	1 本県の山地災害対策	
	○ 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。	○ 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。	○ 地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に設定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。	○ 地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に設定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。	○ 表題について、修正前の「治山災害防除計画」という言葉が馴染まないため、「山地災害防除計画」に修正
	○ 本県における治山事業の事業費は（参考資料）表8のとおりである。	○ 本県における治山事業の事業費は（参考資料）表8のとおりである。	○ 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。	○ 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。	○ 内容について、計画の意味を理解しやすくするため、各項目の並び順を修正
	2 山地災害危険地対策	2 山地災害危険地対策	2 治山事業	2 治山事業	
	○ 地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に指定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。	○ 地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に指定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。	○ 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。	○ 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。	
	○ 山地災害危険地区の内訳は、資料の巻Ⅱ（4-3-2～4-3-3）のとおりである。	○ 山地災害危険地区の内訳は、資料の巻Ⅱ（4-3-2～4-3-3）のとおりである。	○ 本県における治山事業の事業費は（参考資料）表8のとおりである。	○ 本県における治山事業の事業費は（参考資料）表8のとおりである。	
	3 総合的な山地災害対策	3 総合的な山地災害対策	3 総合的な山地災害対策	3 総合的な山地災害対策	
	○ 毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。	○ 毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生 of 未然防止を図る。	○ 毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生 of 未然防止を図る。	○ 毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生 of 未然防止を図る。	
	○ 山地災害危険地区の情報を県民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを進める。	○ 山地災害危険地区の情報を県民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを進める。	○ 山地災害危険地区の情報を県民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを進める。	○ 山地災害危険地区の情報を県民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを進める。	
			○ 山地災害危険地区の内訳は、資料の巻Ⅱ（4-3-2～4-3-3）のとおりである。	○ 山地災害危険地区の内訳は、資料の巻Ⅱ（4-3-2～4-3-3）のとおりである。	

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																																																																																																																																		
風水 害 -14	<p>(参考資料)</p> <p>表1</p> <p style="text-align: center;">河川改修事業一覧</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成26年度実績</th> <th colspan="2">平成27年度計画</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>河川数</th> <th>事業費</th> <th>河川数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄河川改修</td> <td>6</td> <td>1,664,365</td> <td>6</td> <td>1,524,000</td> <td>狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">補助河川改修事業</td> <td>広域河川</td> <td>20</td> <td>3,559,500</td> <td>20</td> <td>3,163,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合治水</td> <td>1</td> <td>1,126,650</td> <td>1</td> <td>840,000</td> <td>巴川</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>26</td> <td>4,492,635</td> <td>24</td> <td>5,664,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>47</td> <td>9,178,785</td> <td>45</td> <td>9,667,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流域貯留浸透事業</td> <td>2</td> <td>85,050</td> <td>1</td> <td>25,200</td> <td>沼川、巴川</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>10,928,200</td> <td></td> <td>11,217,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(関東地方整備局、中部地方整備局、県河川企画課、県河川海岸整備課)</p>	区分	平成26年度実績		平成27年度計画		摘要	河川数	事業費	河川数	事業費	直轄河川改修	6	1,664,365	6	1,524,000	狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川	補助河川改修事業	広域河川	20	3,559,500	20	3,163,500		総合治水	1	1,126,650	1	840,000	巴川	その他	26	4,492,635	24	5,664,300		小計	47	9,178,785	45	9,667,800		流域貯留浸透事業	2	85,050	1	25,200	沼川、巴川	計		10,928,200		11,217,000		<p>(参考資料)</p> <p>表1</p> <p style="text-align: center;">河川改修事業一覧</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成29年度実績</th> <th colspan="2">平成30年度計画</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>河川数</th> <th>事業費</th> <th>河川数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄河川改修</td> <td>6</td> <td>3,334,819</td> <td>6</td> <td>3,559,500</td> <td>狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">補助河川改修事業</td> <td>広域河川</td> <td>10</td> <td>2,913,534</td> <td>10</td> <td>1,929,900</td> <td>沼川、太田川ほか</td> </tr> <tr> <td>地震・高潮</td> <td>2</td> <td>613,200</td> <td>2</td> <td>667,800</td> <td>坂口谷川、須々木川</td> </tr> <tr> <td>流域治水</td> <td>1</td> <td>653,793</td> <td>1</td> <td>157,500</td> <td>安間川</td> </tr> <tr> <td>流域貯留</td> <td>1</td> <td>242,550</td> <td>1</td> <td>37,800</td> <td>巴川</td> </tr> <tr> <td>総合治水</td> <td>1</td> <td>3,622,500</td> <td>1</td> <td>2,137,800</td> <td>巴川</td> </tr> <tr> <td>特構改築</td> <td>13</td> <td>489,138</td> <td>13</td> <td>661,500</td> <td>弁財天川、瀬戸川ほか</td> </tr> <tr> <td>総流防</td> <td>8</td> <td>1,485,435</td> <td>8</td> <td>1,559,707</td> <td>境川、勝間田川ほか</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12</td> <td>254,100</td> <td>8</td> <td>105,000</td> <td>情報基盤</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>48</td> <td>10,274,250</td> <td>44</td> <td>7,257,007</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>13,609,069</td> <td></td> <td>10,816,507</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(関東地方整備局、中部地方整備局、県河川企画課、県河川海岸整備課)</p>	区分	平成29年度実績		平成30年度計画		摘要	河川数	事業費	河川数	事業費	直轄河川改修	6	3,334,819	6	3,559,500	狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下	補助河川改修事業	広域河川	10	2,913,534	10	1,929,900	沼川、太田川ほか	地震・高潮	2	613,200	2	667,800	坂口谷川、須々木川	流域治水	1	653,793	1	157,500	安間川	流域貯留	1	242,550	1	37,800	巴川	総合治水	1	3,622,500	1	2,137,800	巴川	特構改築	13	489,138	13	661,500	弁財天川、瀬戸川ほか	総流防	8	1,485,435	8	1,559,707	境川、勝間田川ほか	その他	12	254,100	8	105,000	情報基盤	小計	48	10,274,250	44	7,257,007		計		13,609,069		10,816,507		○表1, 2, 4~8, 10 時点更新
	区分		平成26年度実績		平成27年度計画			摘要																																																																																																																													
河川数		事業費	河川数	事業費																																																																																																																																	
直轄河川改修	6	1,664,365	6	1,524,000	狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川																																																																																																																																
補助河川改修事業	広域河川	20	3,559,500	20	3,163,500																																																																																																																																
	総合治水	1	1,126,650	1	840,000	巴川																																																																																																																															
	その他	26	4,492,635	24	5,664,300																																																																																																																																
	小計	47	9,178,785	45	9,667,800																																																																																																																																
流域貯留浸透事業	2	85,050	1	25,200	沼川、巴川																																																																																																																																
計		10,928,200		11,217,000																																																																																																																																	
区分	平成29年度実績		平成30年度計画		摘要																																																																																																																																
	河川数	事業費	河川数	事業費																																																																																																																																	
直轄河川改修	6	3,334,819	6	3,559,500	狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下																																																																																																																																
補助河川改修事業	広域河川	10	2,913,534	10	1,929,900	沼川、太田川ほか																																																																																																																															
	地震・高潮	2	613,200	2	667,800	坂口谷川、須々木川																																																																																																																															
	流域治水	1	653,793	1	157,500	安間川																																																																																																																															
	流域貯留	1	242,550	1	37,800	巴川																																																																																																																															
	総合治水	1	3,622,500	1	2,137,800	巴川																																																																																																																															
	特構改築	13	489,138	13	661,500	弁財天川、瀬戸川ほか																																																																																																																															
	総流防	8	1,485,435	8	1,559,707	境川、勝間田川ほか																																																																																																																															
	その他	12	254,100	8	105,000	情報基盤																																																																																																																															
	小計	48	10,274,250	44	7,257,007																																																																																																																																
	計		13,609,069		10,816,507																																																																																																																																
<p>表2</p> <p style="text-align: center;">海岸保全施設整備事業一覧</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成26年度実績</th> <th colspan="2">平成27年度計画</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>海岸数</th> <th>事業費</th> <th>海岸数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄海岸保全施設整備事業</td> <td>2</td> <td>812,289</td> <td>2</td> <td>612,000</td> <td>駿河海岸、富士海岸</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">補助海岸保全施設整備事業</td> <td>高潮対策</td> <td>7</td> <td>764,063</td> <td>5</td> <td>1,260,000</td> <td>静岡海岸ほか</td> </tr> <tr> <td>侵食対策</td> <td>2</td> <td>168,000</td> <td>2</td> <td>168,000</td> <td>竜洋海岸ほか</td> </tr> <tr> <td>老朽化</td> <td>2</td> <td>84,337</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波高潮</td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛知連携</td> <td>1</td> <td>231,000</td> <td>1</td> <td>52,500</td> <td>浜松五島海岸</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td>72,450</td> <td>1</td> <td>19,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>12</td> <td>1,319,850</td> <td>8</td> <td>1,500,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県単独特定海岸保全施設整備事業</td> <td>2</td> <td>81,000</td> <td>2</td> <td>77,000</td> <td>静岡海岸、清水海岸</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>2,213,139</td> <td></td> <td>2,189,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(中部地方整備局、県河川企画課、県河川海岸整備課)</p>	区分	平成26年度実績		平成27年度計画		摘要	海岸数	事業費	海岸数	事業費	直轄海岸保全施設整備事業	2	812,289	2	612,000	駿河海岸、富士海岸	補助海岸保全施設整備事業	高潮対策	7	764,063	5	1,260,000	静岡海岸ほか	侵食対策	2	168,000	2	168,000	竜洋海岸ほか	老朽化	2	84,337	0	0		津波高潮	0		0	0		愛知連携	1	231,000	1	52,500	浜松五島海岸	その他	1	72,450	1	19,500		小計	12	1,319,850	8	1,500,000		県単独特定海岸保全施設整備事業	2	81,000	2	77,000	静岡海岸、清水海岸	計		2,213,139		2,189,000		<p>表2</p> <p style="text-align: center;">海岸保全施設整備事業一覧</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成29年度実績</th> <th colspan="2">平成30年度計画</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>海岸数</th> <th>事業費</th> <th>海岸数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄海岸保全施設整備事業</td> <td>2</td> <td>2,621,657</td> <td>2</td> <td>2,210,000</td> <td>駿河海岸、富士海岸</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">補助海岸保全施設整備事業</td> <td>高潮対策</td> <td>4</td> <td>1,661,100</td> <td>4</td> <td>952,000</td> <td>静岡海岸ほか</td> </tr> <tr> <td>侵食対策</td> <td>3</td> <td>94,500</td> <td>2</td> <td>100,000</td> <td>竜洋海岸、浜松五島海岸</td> </tr> <tr> <td>老朽化</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>40,000</td> <td>長寿命化計画策定(駿河湾沿岸、遠州灘沿岸)</td> </tr> <tr> <td>津波高潮</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>20,000</td> <td>相良海岸</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>7</td> <td>1,755,600</td> <td>9</td> <td>1,112,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県単独特定海岸保全施設整備事業</td> <td>2</td> <td>71,375</td> <td>2</td> <td>71,375</td> <td>静岡海岸、清水海岸</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>4,448,632</td> <td></td> <td>3,393,375</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(中部地方整備局、県河川企画課、県河川海岸整備課)</p>	区分	平成29年度実績		平成30年度計画		摘要	海岸数	事業費	海岸数	事業費	直轄海岸保全施設整備事業	2	2,621,657	2	2,210,000	駿河海岸、富士海岸	補助海岸保全施設整備事業	高潮対策	4	1,661,100	4	952,000	静岡海岸ほか	侵食対策	3	94,500	2	100,000	竜洋海岸、浜松五島海岸	老朽化	0	0	2	40,000	長寿命化計画策定(駿河湾沿岸、遠州灘沿岸)	津波高潮	0	0	1	20,000	相良海岸	小計	7	1,755,600	9	1,112,000		県単独特定海岸保全施設整備事業	2	71,375	2	71,375	静岡海岸、清水海岸	計		4,448,632		3,393,375			
区分		平成26年度実績		平成27年度計画			摘要																																																																																																																														
	海岸数	事業費	海岸数	事業費																																																																																																																																	
直轄海岸保全施設整備事業	2	812,289	2	612,000	駿河海岸、富士海岸																																																																																																																																
補助海岸保全施設整備事業	高潮対策	7	764,063	5	1,260,000	静岡海岸ほか																																																																																																																															
	侵食対策	2	168,000	2	168,000	竜洋海岸ほか																																																																																																																															
	老朽化	2	84,337	0	0																																																																																																																																
	津波高潮	0		0	0																																																																																																																																
	愛知連携	1	231,000	1	52,500	浜松五島海岸																																																																																																																															
	その他	1	72,450	1	19,500																																																																																																																																
	小計	12	1,319,850	8	1,500,000																																																																																																																																
県単独特定海岸保全施設整備事業	2	81,000	2	77,000	静岡海岸、清水海岸																																																																																																																																
計		2,213,139		2,189,000																																																																																																																																	
区分	平成29年度実績		平成30年度計画		摘要																																																																																																																																
	海岸数	事業費	海岸数	事業費																																																																																																																																	
直轄海岸保全施設整備事業	2	2,621,657	2	2,210,000	駿河海岸、富士海岸																																																																																																																																
補助海岸保全施設整備事業	高潮対策	4	1,661,100	4	952,000	静岡海岸ほか																																																																																																																															
	侵食対策	3	94,500	2	100,000	竜洋海岸、浜松五島海岸																																																																																																																															
	老朽化	0	0	2	40,000	長寿命化計画策定(駿河湾沿岸、遠州灘沿岸)																																																																																																																															
	津波高潮	0	0	1	20,000	相良海岸																																																																																																																															
	小計	7	1,755,600	9	1,112,000																																																																																																																																
	県単独特定海岸保全施設整備事業	2	71,375	2	71,375	静岡海岸、清水海岸																																																																																																																															
計		4,448,632		3,393,375																																																																																																																																	

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																																																																																																																																																																																																																																																								
	<p>表4 道 路 災 害 防 除 事 業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成28年度実績事業費</th> <th>平成29年度計画事業費</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 管 理 道 路</td> <td>1,041,764</td> <td>1,053,500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(県道路保全課)</p> <p>表5 砂 防 事 業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成28年度実績事業費</th> <th>平成29年度計画事業費</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直 轄 砂 防 事 業</td> <td>3,519,000</td> <td>3,474,000</td> <td>狩野川、安倍川、富士山</td> </tr> <tr> <td>補 助 砂 防 事 業</td> <td>1,339,223</td> <td>1,061,550</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災 害 関 連 緊 急 事 業</td> <td>168,350</td> <td>362,000</td> <td>特定緊急事業含む</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,026,573</td> <td>4,897,550</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中部地方整備局、県砂防課)</p> <p>表6 地 す べ り 対 策 事 業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">平成28年度実績事業費</th> <th colspan="2">平成29年度計画事業費</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直 轄 事 業</td> <td>地すべり対策事業</td> <td>1</td> <td>1,900,000</td> <td>1</td> <td>1,757,000</td> <td>由比</td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国 土 交 通 省 所 管</td> <td>地すべり対策事業</td> <td>13</td> <td>702,360</td> <td>13</td> <td>375,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td>1</td> <td>247,800</td> <td>0</td> <td>1,280,000</td> <td>特定緊急事業含む</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農 林 水 産 省 所 管</td> <td>地すべり対策事業</td> <td>12</td> <td>269,287</td> <td>9</td> <td>217,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>23,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林 野 庁 所 管</td> <td>地すべり対策事業</td> <td>5</td> <td>187,790</td> <td>5</td> <td>200,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>65,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>32</td> <td>3,307,237</td> <td>28</td> <td>3,917,900</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中部地方整備局、県砂防課)</p> <p>表7 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 業 名</th> <th colspan="2">平成28年度実績</th> <th colspan="2">平成29年度計画</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地崩壊対策事業</td> <td>49</td> <td>1,975,687</td> <td>50</td> <td>2,266,150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td>173,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>49</td> <td>1,975,687</td> <td>50</td> <td>2,439,150</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(県砂防課)</p>	区 分	平成28年度実績事業費	平成29年度計画事業費	摘 要	県 管 理 道 路	1,041,764	1,053,500		区 分	平成28年度実績事業費	平成29年度計画事業費	摘 要	直 轄 砂 防 事 業	3,519,000	3,474,000	狩野川、安倍川、富士山	補 助 砂 防 事 業	1,339,223	1,061,550		災 害 関 連 緊 急 事 業	168,350	362,000	特定緊急事業含む	計	5,026,573	4,897,550		区 分	平成28年度実績事業費		平成29年度計画事業費		摘 要	箇所数	事業費	箇所数	事業費	直 轄 事 業	地すべり対策事業	1	1,900,000	1	1,757,000	由比	災害関連緊急事業	0	0	0	0		国 土 交 通 省 所 管	地すべり対策事業	13	702,360	13	375,900		災害関連緊急事業	1	247,800	0	1,280,000	特定緊急事業含む	農 林 水 産 省 所 管	地すべり対策事業	12	269,287	9	217,000		災害関連緊急事業	0	0	0	23,000		林 野 庁 所 管	地すべり対策事業	5	187,790	5	200,000		災害関連緊急事業	0	0	0	65,000		計	32	3,307,237	28	3,917,900		事 業 名	平成28年度実績		平成29年度計画		摘 要	箇所数	事業費	箇所数	事業費	急傾斜地崩壊対策事業	49	1,975,687	50	2,266,150		災害関連緊急事業	0	0		173,000		計	49	1,975,687	50	2,439,150		<p>表4 道 路 災 害 防 除 事 業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成29年度実績事業費</th> <th>平成30年度計画事業費</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 管 理 道 路</td> <td>1,253,050</td> <td>953,900</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(県道路保全課)</p> <p>表5 砂 防 事 業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成29年度実績事業費</th> <th>平成30年度計画事業費</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直 轄 砂 防 事 業</td> <td>4,514,000</td> <td>3,410,000</td> <td>狩野川、安倍川、富士山</td> </tr> <tr> <td>補 助 砂 防 事 業</td> <td>1,882,760</td> <td>1,076,250</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災 害 関 連 緊 急 事 業</td> <td>383,450</td> <td>362,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,780,210</td> <td>4,848,250</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中部地方整備局、県砂防課)</p> <p>表6 地 す べ り 対 策 事 業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">平成29年度実績事業費</th> <th colspan="2">平成30年度計画事業費</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直 轄 事 業</td> <td>地すべり対策事業</td> <td>1</td> <td>1,967,000</td> <td>0</td> <td>1,760,000</td> <td>由比</td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国 土 交 通 省 所 管</td> <td>地すべり対策事業</td> <td>16</td> <td>449,400</td> <td>9</td> <td>296,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,280,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農 林 水 産 省 所 管</td> <td>地すべり対策事業</td> <td>11</td> <td>332,842</td> <td>11</td> <td>226,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>23,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林 野 庁 所 管</td> <td>地すべり対策事業</td> <td>5</td> <td>180,893</td> <td>5</td> <td>199,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>65,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33</td> <td>2,930,135</td> <td>25</td> <td>3,849,100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中部地方整備局、県砂防課)</p> <p>表7 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 業 名</th> <th colspan="2">平成29年度実績</th> <th colspan="2">平成30年度計画</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地崩壊対策事業</td> <td>54</td> <td>2,354,408</td> <td>53</td> <td>2,230,550</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>173,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>54</td> <td>2,354,408</td> <td>53</td> <td>2,403,550</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(県砂防課)</p>	区 分	平成29年度実績事業費	平成30年度計画事業費	摘 要	県 管 理 道 路	1,253,050	953,900		区 分	平成29年度実績事業費	平成30年度計画事業費	摘 要	直 轄 砂 防 事 業	4,514,000	3,410,000	狩野川、安倍川、富士山	補 助 砂 防 事 業	1,882,760	1,076,250		災 害 関 連 緊 急 事 業	383,450	362,000		計	6,780,210	4,848,250		区 分	平成29年度実績事業費		平成30年度計画事業費		摘 要	箇所数	事業費	箇所数	事業費	直 轄 事 業	地すべり対策事業	1	1,967,000	0	1,760,000	由比	災害関連緊急事業	0	0	0	0		国 土 交 通 省 所 管	地すべり対策事業	16	449,400	9	296,100		災害関連緊急事業	0	0	0	1,280,000		農 林 水 産 省 所 管	地すべり対策事業	11	332,842	11	226,000		災害関連緊急事業	0	0	0	23,000		林 野 庁 所 管	地すべり対策事業	5	180,893	5	199,000		災害関連緊急事業	0	0	0	65,000		計	33	2,930,135	25	3,849,100		事 業 名	平成29年度実績		平成30年度計画		摘 要	箇所数	事業費	箇所数	事業費	急傾斜地崩壊対策事業	54	2,354,408	53	2,230,550		災害関連緊急事業	0	0	0	173,000		計	54	2,354,408	53	2,403,550		
区 分	平成28年度実績事業費	平成29年度計画事業費	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																								
県 管 理 道 路	1,041,764	1,053,500																																																																																																																																																																																																																																																									
区 分	平成28年度実績事業費	平成29年度計画事業費	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																								
直 轄 砂 防 事 業	3,519,000	3,474,000	狩野川、安倍川、富士山																																																																																																																																																																																																																																																								
補 助 砂 防 事 業	1,339,223	1,061,550																																																																																																																																																																																																																																																									
災 害 関 連 緊 急 事 業	168,350	362,000	特定緊急事業含む																																																																																																																																																																																																																																																								
計	5,026,573	4,897,550																																																																																																																																																																																																																																																									
区 分	平成28年度実績事業費		平成29年度計画事業費		摘 要																																																																																																																																																																																																																																																						
	箇所数	事業費	箇所数	事業費																																																																																																																																																																																																																																																							
直 轄 事 業	地すべり対策事業	1	1,900,000	1	1,757,000	由比																																																																																																																																																																																																																																																					
	災害関連緊急事業	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																						
国 土 交 通 省 所 管	地すべり対策事業	13	702,360	13	375,900																																																																																																																																																																																																																																																						
	災害関連緊急事業	1	247,800	0	1,280,000	特定緊急事業含む																																																																																																																																																																																																																																																					
農 林 水 産 省 所 管	地すべり対策事業	12	269,287	9	217,000																																																																																																																																																																																																																																																						
	災害関連緊急事業	0	0	0	23,000																																																																																																																																																																																																																																																						
林 野 庁 所 管	地すべり対策事業	5	187,790	5	200,000																																																																																																																																																																																																																																																						
	災害関連緊急事業	0	0	0	65,000																																																																																																																																																																																																																																																						
計	32	3,307,237	28	3,917,900																																																																																																																																																																																																																																																							
事 業 名	平成28年度実績		平成29年度計画		摘 要																																																																																																																																																																																																																																																						
	箇所数	事業費	箇所数	事業費																																																																																																																																																																																																																																																							
急傾斜地崩壊対策事業	49	1,975,687	50	2,266,150																																																																																																																																																																																																																																																							
災害関連緊急事業	0	0		173,000																																																																																																																																																																																																																																																							
計	49	1,975,687	50	2,439,150																																																																																																																																																																																																																																																							
区 分	平成29年度実績事業費	平成30年度計画事業費	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																								
県 管 理 道 路	1,253,050	953,900																																																																																																																																																																																																																																																									
区 分	平成29年度実績事業費	平成30年度計画事業費	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																								
直 轄 砂 防 事 業	4,514,000	3,410,000	狩野川、安倍川、富士山																																																																																																																																																																																																																																																								
補 助 砂 防 事 業	1,882,760	1,076,250																																																																																																																																																																																																																																																									
災 害 関 連 緊 急 事 業	383,450	362,000																																																																																																																																																																																																																																																									
計	6,780,210	4,848,250																																																																																																																																																																																																																																																									
区 分	平成29年度実績事業費		平成30年度計画事業費		摘 要																																																																																																																																																																																																																																																						
	箇所数	事業費	箇所数	事業費																																																																																																																																																																																																																																																							
直 轄 事 業	地すべり対策事業	1	1,967,000	0	1,760,000	由比																																																																																																																																																																																																																																																					
	災害関連緊急事業	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																						
国 土 交 通 省 所 管	地すべり対策事業	16	449,400	9	296,100																																																																																																																																																																																																																																																						
	災害関連緊急事業	0	0	0	1,280,000																																																																																																																																																																																																																																																						
農 林 水 産 省 所 管	地すべり対策事業	11	332,842	11	226,000																																																																																																																																																																																																																																																						
	災害関連緊急事業	0	0	0	23,000																																																																																																																																																																																																																																																						
林 野 庁 所 管	地すべり対策事業	5	180,893	5	199,000																																																																																																																																																																																																																																																						
	災害関連緊急事業	0	0	0	65,000																																																																																																																																																																																																																																																						
計	33	2,930,135	25	3,849,100																																																																																																																																																																																																																																																							
事 業 名	平成29年度実績		平成30年度計画		摘 要																																																																																																																																																																																																																																																						
	箇所数	事業費	箇所数	事業費																																																																																																																																																																																																																																																							
急傾斜地崩壊対策事業	54	2,354,408	53	2,230,550																																																																																																																																																																																																																																																							
災害関連緊急事業	0	0	0	173,000																																																																																																																																																																																																																																																							
計	54	2,354,408	53	2,403,550																																																																																																																																																																																																																																																							

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																																																																																																																																																		
	<p>表8 治山事業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>区分</th> <th>平成26年度実績事業費</th> <th>平成27年度計画事業費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治山事業</td> <td>民有林</td> <td>1,154,804</td> <td>1,243,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農山漁村地域整備交付金事業(治山)</td> <td>民有林</td> <td>886,743</td> <td>928,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急治山事業</td> <td>民有林</td> <td>426,590</td> <td>504,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現年災害治山施設復旧</td> <td>民有林</td> <td>0</td> <td>888,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国直轄治山事業</td> <td>民有林</td> <td>219,272</td> <td>390,000</td> <td>国実施事業(大井川、小山地区)</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>2,687,409</td> <td>3,953,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県単独治山事業</td> <td>民有林</td> <td>874,000</td> <td>957,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>874,000</td> <td>957,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>局地豪雨緊急対策事業(治山) H26 豪雨対策緊急整備事業(治山) H27</td> <td>民有林</td> <td>50,000</td> <td>50,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>50,000</td> <td>50,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>3,611,409</td> <td>4,960,000</td> <td>(県森林保全課)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	区分	平成26年度実績事業費	平成27年度計画事業費	備考	治山事業	民有林	1,154,804	1,243,000		農山漁村地域整備交付金事業(治山)	民有林	886,743	928,000		緊急治山事業	民有林	426,590	504,000		現年災害治山施設復旧	民有林	0	888,000		国直轄治山事業	民有林	219,272	390,000	国実施事業(大井川、小山地区)	小計		2,687,409	3,953,000		県単独治山事業	民有林	874,000	957,000		小計		874,000	957,000		局地豪雨緊急対策事業(治山) H26 豪雨対策緊急整備事業(治山) H27	民有林	50,000	50,000		小計		50,000	50,000		計		3,611,409	4,960,000	(県森林保全課)	<p>表8 治山事業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>区分</th> <th>平成29年度実績事業費</th> <th>平成30年度計画事業費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治山事業</td> <td>民有林</td> <td>1,603,821</td> <td>1,043,591</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農山漁村地域整備交付金事業(治山)</td> <td>民有林</td> <td>844,388</td> <td>711,375</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急治山事業</td> <td>民有林</td> <td>63,681</td> <td>504,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現年災害治山施設復旧</td> <td>民有林</td> <td>95,533</td> <td>888,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国直轄治山事業</td> <td>民有林</td> <td>464,033</td> <td>382,727</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>3,071,456</td> <td>3,529,693</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県単独治山事業</td> <td>民有林</td> <td>771,000</td> <td>747,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>771,000</td> <td>747,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豪雨災害等緊急対策事業費(治山)</td> <td>民有林</td> <td>878,000</td> <td>778,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>878,000</td> <td>778,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>4,720,456</td> <td>5,054,693</td> <td>(県森林保全課)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	区分	平成29年度実績事業費	平成30年度計画事業費	備考	治山事業	民有林	1,603,821	1,043,591		農山漁村地域整備交付金事業(治山)	民有林	844,388	711,375		緊急治山事業	民有林	63,681	504,000		現年災害治山施設復旧	民有林	95,533	888,000		国直轄治山事業	民有林	464,033	382,727		小計		3,071,456	3,529,693		県単独治山事業	民有林	771,000	747,000		小計		771,000	747,000		豪雨災害等緊急対策事業費(治山)	民有林	878,000	778,000		小計		878,000	778,000		計		4,720,456	5,054,693	(県森林保全課)																											
事業名	区分	平成26年度実績事業費	平成27年度計画事業費	備考																																																																																																																																																	
治山事業	民有林	1,154,804	1,243,000																																																																																																																																																		
農山漁村地域整備交付金事業(治山)	民有林	886,743	928,000																																																																																																																																																		
緊急治山事業	民有林	426,590	504,000																																																																																																																																																		
現年災害治山施設復旧	民有林	0	888,000																																																																																																																																																		
国直轄治山事業	民有林	219,272	390,000	国実施事業(大井川、小山地区)																																																																																																																																																	
小計		2,687,409	3,953,000																																																																																																																																																		
県単独治山事業	民有林	874,000	957,000																																																																																																																																																		
小計		874,000	957,000																																																																																																																																																		
局地豪雨緊急対策事業(治山) H26 豪雨対策緊急整備事業(治山) H27	民有林	50,000	50,000																																																																																																																																																		
小計		50,000	50,000																																																																																																																																																		
計		3,611,409	4,960,000	(県森林保全課)																																																																																																																																																	
事業名	区分	平成29年度実績事業費	平成30年度計画事業費	備考																																																																																																																																																	
治山事業	民有林	1,603,821	1,043,591																																																																																																																																																		
農山漁村地域整備交付金事業(治山)	民有林	844,388	711,375																																																																																																																																																		
緊急治山事業	民有林	63,681	504,000																																																																																																																																																		
現年災害治山施設復旧	民有林	95,533	888,000																																																																																																																																																		
国直轄治山事業	民有林	464,033	382,727																																																																																																																																																		
小計		3,071,456	3,529,693																																																																																																																																																		
県単独治山事業	民有林	771,000	747,000																																																																																																																																																		
小計		771,000	747,000																																																																																																																																																		
豪雨災害等緊急対策事業費(治山)	民有林	878,000	778,000																																																																																																																																																		
小計		878,000	778,000																																																																																																																																																		
計		4,720,456	5,054,693	(県森林保全課)																																																																																																																																																	
	<p>表10 農地・農村防災対策事業計画及び実施状況一覧表 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成26年度実績</th> <th colspan="2">平成27年度計画</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>地区数</th> <th>事業費</th> <th>地区数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湛水防除</td> <td>4</td> <td>154,500</td> <td>2</td> <td>68,250</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ため池等整備</td> <td>24</td> <td>792,731</td> <td>27</td> <td>1,638,781</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体営ため池等整備</td> <td>2</td> <td>50,000</td> <td>2</td> <td>38,525</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農地保全</td> <td>1</td> <td>49,950</td> <td>1</td> <td>53,781</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災ダム</td> <td>3</td> <td>174,300</td> <td>2</td> <td>279,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐震対策</td> <td>2</td> <td>140,900</td> <td>1</td> <td>5,250</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農村災害</td> <td>7</td> <td>134,000</td> <td>3</td> <td>105,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>震災対策</td> <td>20</td> <td>417,160</td> <td>14</td> <td>365,713</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害管理</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>8,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>63</td> <td>1,913,541</td> <td>53</td> <td>2,563,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県単自然災(ため池)</td> <td>3</td> <td>54,000</td> <td>1</td> <td>4,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>54,000</td> <td>1</td> <td>4,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>66</td> <td>1,967,541</td> <td>54</td> <td>2,567,000</td> <td>(県農地保全課)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成26年度実績		平成27年度計画		摘要	地区数	事業費	地区数	事業費	湛水防除	4	154,500	2	68,250		ため池等整備	24	792,731	27	1,638,781		団体営ため池等整備	2	50,000	2	38,525		農地保全	1	49,950	1	53,781		防災ダム	3	174,300	2	279,300		耐震対策	2	140,900	1	5,250		農村災害	7	134,000	3	105,000		震災対策	20	417,160	14	365,713		災害管理	—	—	1	8,400		計	63	1,913,541	53	2,563,000		県単自然災(ため池)	3	54,000	1	4,000		計	3	54,000	1	4,000		合計	66	1,967,541	54	2,567,000	(県農地保全課)	<p>表10 農地・農村防災対策事業計画及び実施状況一覧表 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成29年度実績</th> <th colspan="2">平成30年度計画</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>地区数</th> <th>事業費</th> <th>地区数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湛水防除</td> <td>2</td> <td>43,790</td> <td>1</td> <td>30,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ため池等整備</td> <td>32</td> <td>1,180,420</td> <td>38</td> <td>1,355,720</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体営ため池等整備</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>7,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災ダム</td> <td>3</td> <td>87,000</td> <td>2</td> <td>115,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐震対策</td> <td>2</td> <td>37,000</td> <td>5</td> <td>63,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農村災害</td> <td>2</td> <td>110,000</td> <td>2</td> <td>178,852</td> <td></td> </tr> <tr> <td>震災対策</td> <td>5</td> <td>154,780</td> <td>2</td> <td>270,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>46</td> <td>1,612,990</td> <td>51</td> <td>2,019,872</td> <td>(県農地保全課)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成29年度実績		平成30年度計画		摘要	地区数	事業費	地区数	事業費	湛水防除	2	43,790	1	30,000		ため池等整備	32	1,180,420	38	1,355,720		団体営ため池等整備	0	0	1	7,000		防災ダム	3	87,000	2	115,000		耐震対策	2	37,000	5	63,300		農村災害	2	110,000	2	178,852		震災対策	5	154,780	2	270,000		計	46	1,612,990	51	2,019,872	(県農地保全課)	
区分	平成26年度実績		平成27年度計画		摘要																																																																																																																																																
	地区数	事業費	地区数	事業費																																																																																																																																																	
湛水防除	4	154,500	2	68,250																																																																																																																																																	
ため池等整備	24	792,731	27	1,638,781																																																																																																																																																	
団体営ため池等整備	2	50,000	2	38,525																																																																																																																																																	
農地保全	1	49,950	1	53,781																																																																																																																																																	
防災ダム	3	174,300	2	279,300																																																																																																																																																	
耐震対策	2	140,900	1	5,250																																																																																																																																																	
農村災害	7	134,000	3	105,000																																																																																																																																																	
震災対策	20	417,160	14	365,713																																																																																																																																																	
災害管理	—	—	1	8,400																																																																																																																																																	
計	63	1,913,541	53	2,563,000																																																																																																																																																	
県単自然災(ため池)	3	54,000	1	4,000																																																																																																																																																	
計	3	54,000	1	4,000																																																																																																																																																	
合計	66	1,967,541	54	2,567,000	(県農地保全課)																																																																																																																																																
区分	平成29年度実績		平成30年度計画		摘要																																																																																																																																																
	地区数	事業費	地区数	事業費																																																																																																																																																	
湛水防除	2	43,790	1	30,000																																																																																																																																																	
ため池等整備	32	1,180,420	38	1,355,720																																																																																																																																																	
団体営ため池等整備	0	0	1	7,000																																																																																																																																																	
防災ダム	3	87,000	2	115,000																																																																																																																																																	
耐震対策	2	37,000	5	63,300																																																																																																																																																	
農村災害	2	110,000	2	178,852																																																																																																																																																	
震災対策	5	154,780	2	270,000																																																																																																																																																	
計	46	1,612,990	51	2,019,872	(県農地保全課)																																																																																																																																																
	(略)	(略)																																																																																																																																																			

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考
風水害 -29	<p>第7節 通信連絡系統</p> <p>1 水防本部に毎時通報する雨量観測所の連絡系統図 (県土木防災課) H28.4.1</p> <p>水防本部 ぼうさいしずおか</p> <p>(凡例) 〰 無線 〰 加入電話 ○ テレメータ □ 自記</p> <p>風水害-29</p>	<p>第7節 通信連絡系統</p> <p>1 水防本部に毎時通報する雨量観測所の連絡系統図 (県土木防災課) H30.4.1</p> <p>水防本部</p> <p>(凡例) 〰 無線 〰 NIT専用線 〰 有線(LAN等) □ テレメータ □ 委託 □ その他(中継等)</p>	<p>○雨量計のテレメーター化に伴うもの</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考
風水害 -30	<p>2 水位通報系統図 (県土木防災課) H28.4.1</p> <p>水防本部 ぼうさい しずおか</p> <p>(凡例) 無線 加入電話 普通 自記 テレメータ</p>	<p>2 水位通報系統図 (県土木防災課) H30.4.1</p> <p>水防本部</p> <p>(凡例) 無線 NTT専用線 有線(LAN等) 自営線 テレメータ 自記 その他(中継等)</p>	<p>○水位計の増設、テレメーター化に伴うもの</p>
(略)	(略)	(略)	

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考																
火山 -1	<p>6 火山災害対策の巻</p> <p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及びII 富士山の火山防災計画 (略)</p> <p>II 富士山の火山防災計画</p> <table border="1"> <tr> <td>第1章 総則</td> <td> 想定（想定火口範囲、予想される火山現象とその危険性） 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等（噴火警報・ 噴火予報（噴火警戒レベル）、その他の火山現象に関する<u>警報・予 報</u>、火山現象に関する情報等） 避難計画（火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア、段階的な避 難、広域避難者の受入に係る基本事項、広域避難路の指定） </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第1章 総則	想定（想定火口範囲、予想される火山現象とその危険性） 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等（噴火警報・ 噴火予報（噴火警戒レベル）、その他の火山現象に関する <u>警報・予 報</u> 、火山現象に関する情報等） 避難計画（火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア、段階的な避 難、広域避難者の受入に係る基本事項、広域避難路の指定）	(略)	(略)	<p>6 火山災害対策編</p> <p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及びII 富士山の火山防災計画 (略)</p> <p>II 富士山の火山防災計画</p> <table border="1"> <tr> <td>第1章 総則</td> <td> 想定（想定火口範囲、予想される火山現象とその危険性） 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等（噴火警報・ 噴火予報（噴火警戒レベル）、その他の火山現象に関する<u>予報</u>、火 山現象に関する情報等） 避難計画（火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア、段階的な避 難、広域避難者の受入に係る基本事項、広域避難路の指定） </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第1章 総則	想定（想定火口範囲、予想される火山現象とその危険性） 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等（噴火警報・ 噴火予報（噴火警戒レベル）、その他の火山現象に関する <u>予報</u> 、火 山現象に関する情報等） 避難計画（火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア、段階的な避 難、広域避難者の受入に係る基本事項、広域避難路の指定）	(略)	(略)	<p>○ 噴火警報以外 に火山現象に関 する警報は発表 されないため</p>								
第1章 総則	想定（想定火口範囲、予想される火山現象とその危険性） 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等（噴火警報・ 噴火予報（噴火警戒レベル）、その他の火山現象に関する <u>警報・予 報</u> 、火山現象に関する情報等） 避難計画（火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア、段階的な避 難、広域避難者の受入に係る基本事項、広域避難路の指定）																		
(略)	(略)																		
第1章 総則	想定（想定火口範囲、予想される火山現象とその危険性） 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等（噴火警報・ 噴火予報（噴火警戒レベル）、その他の火山現象に関する <u>予報</u> 、火 山現象に関する情報等） 避難計画（火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア、段階的な避 難、広域避難者の受入に係る基本事項、広域避難路の指定）																		
(略)	(略)																		
火山 -11	<p>(略)</p> <p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>5 発表される噴火警報・噴火予報等</p> <p>図8中「・地震の<u>増加増加</u>」、「・<u>地震地震の発生発生</u>」、「・<u>震源の移動動</u>」</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>5 発表される噴火警報・噴火予報等</p> <p>図8中「・地震の<u>増加</u>」、「・<u>地震の発生</u>」、「・<u>震源の移動</u>」</p> <p>(略)</p>	<p>○ 誤字訂正</p>																
火山 -13	<p>(3) その他の火山現象に関する予報 <u>(表削除)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予報の種 類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降灰予報 (定時)</td> <td>噴火警戒レベルが上がる など、活動が高まり噴火の 可能性が高い場合</td> <td>18時間先（3時間区切り）までに 噴火した場合に予想される、降灰 範囲や小さな噴石の落下範囲を提 供</td> <td>噴火の発生に 関わらず定期 的に発表</td> </tr> <tr> <td>降灰予報 (速報)</td> <td>「やや多量」以上の降灰が 予測された場合</td> <td>噴火発生から1時間以内に予想さ れる、降灰量分布や小さな噴石の 落下範囲を提供</td> <td>噴火後速やか に（5～10分 程度で）発表</td> </tr> <tr> <td>降灰予報 (詳細)</td> <td>「やや多量」以上の降灰が 予測された場合</td> <td>噴火発生から6時間先まで（1時 間ごと）に予想される降灰量分布 や、降灰開始時刻を提供</td> <td>噴火後20～30 分程度で発表</td> </tr> </tbody> </table>	予報の種 類	発表基準	内 容	発表時期	降灰予報 (定時)	噴火警戒レベルが上がる など、活動が高まり噴火の 可能性が高い場合	18時間先（3時間区切り）までに 噴火した場合に予想される、降灰 範囲や小さな噴石の落下範囲を提 供	噴火の発生に 関わらず定期 的に発表	降灰予報 (速報)	「やや多量」以上の降灰が 予測された場合	噴火発生から1時間以内に予想さ れる、降灰量分布や小さな噴石の 落下範囲を提供	噴火後速やか に（5～10分 程度で）発表	降灰予報 (詳細)	「やや多量」以上の降灰が 予測された場合	噴火発生から6時間先まで（1時 間ごと）に予想される降灰量分布 や、降灰開始時刻を提供	噴火後20～30 分程度で発表	<p>(3) その他の火山現象に関する予報</p> <p><u>降灰予報</u></p> <p>① <u>降灰予報（定時）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、 定期的（3時間ごと）に発表。</u> ・<u>18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範 囲を提供。</u> <p>② <u>降灰予報（速報）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽 出して、噴火発生後5～10分程度で発表。</u> ・<u>噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</u> <p>③ <u>降灰予報（詳細）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行 い、噴火発生後20～30分程度で発表。</u> ・<u>噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。</u> <p>※1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以</p>	<p>○ 予報発表の細 目について、漏れ があったことから 適切な記載に 修正</p>
予報の種 類	発表基準	内 容	発表時期																
降灰予報 (定時)	噴火警戒レベルが上がる など、活動が高まり噴火の 可能性が高い場合	18時間先（3時間区切り）までに 噴火した場合に予想される、降灰 範囲や小さな噴石の落下範囲を提 供	噴火の発生に 関わらず定期 的に発表																
降灰予報 (速報)	「やや多量」以上の降灰が 予測された場合	噴火発生から1時間以内に予想さ れる、降灰量分布や小さな噴石の 落下範囲を提供	噴火後速やか に（5～10分 程度で）発表																
降灰予報 (詳細)	「やや多量」以上の降灰が 予測された場合	噴火発生から6時間先まで（1時 間ごと）に予想される降灰量分布 や、降灰開始時刻を提供	噴火後20～30 分程度で発表																

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考																								
火山 -13	<p>(略)</p> <p>(4) 火山現象に関する情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等を知らせるもの (追加)</td> <td>噴火が発生した場合に直ちに発表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内容	発表時期	(略)	(略)	(略)	噴火に関する火山観測報	主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等を知らせるもの (追加)	噴火が発生した場合に直ちに発表	(略)	(略)	(略)	<p>上の降灰が予想された場合に発表。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>※2) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 火山現象に関する情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>(削除) 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等を知らせるもの おおむね 30 分以上、連続的に継続している噴火については、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる</td> <td>噴火が発生した場合に直ちに発表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内容	発表時期	(略)	(略)	(略)	噴火に関する火山観測報	(削除) 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等を知らせるもの おおむね 30 分以上、連続的に継続している噴火については、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる	噴火が発生した場合に直ちに発表	(略)	(略)	(略)	○最新の説明文に更新
情報の種類	内容	発表時期																									
(略)	(略)	(略)																									
噴火に関する火山観測報	主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等を知らせるもの (追加)	噴火が発生した場合に直ちに発表																									
(略)	(略)	(略)																									
情報の種類	内容	発表時期																									
(略)	(略)	(略)																									
噴火に関する火山観測報	(削除) 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等を知らせるもの おおむね 30 分以上、連続的に継続している噴火については、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる	噴火が発生した場合に直ちに発表																									
(略)	(略)	(略)																									
火山 -34	<p>(略)</p> <p>II 富士山の火山防災計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等</p> <p>2 その他の火山現象に関する予報(表削除)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降灰予報(定時)</td> <td>噴火警戒レベルが上がるなど、活動が高まり噴火の可能性が高い場合</td> <td>18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供</td> <td>噴火の発生に関わらず定期的に発表</td> </tr> <tr> <td>降灰予報(速報)</td> <td>「やや多量」以上の降灰が予測された場合</td> <td>噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供</td> <td>噴火後速やかに(5~10分程度)で発表</td> </tr> <tr> <td>降灰予報(詳細)</td> <td>「やや多量」以上の降灰が予測された場合</td> <td>噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供</td> <td>噴火後20~30分程度で発表</td> </tr> </tbody> </table>	予報の種類	発表基準	内容	発表時期	降灰予報(定時)	噴火警戒レベルが上がるなど、活動が高まり噴火の可能性が高い場合	18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供	噴火の発生に関わらず定期的に発表	降灰予報(速報)	「やや多量」以上の降灰が予測された場合	噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供	噴火後速やかに(5~10分程度)で発表	降灰予報(詳細)	「やや多量」以上の降灰が予測された場合	噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供	噴火後20~30分程度で発表	<p>(略)</p> <p>II 富士山の火山防災計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等</p> <p>2 その他の火山現象に関する予報</p> <p>降灰予報</p> <p>① 降灰予報(定時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火警戒発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、<u>定期的(3時間ごと)に発表。</u> 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 <p>② 降灰予報(速報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生した火山(※1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、<u>噴火発生後5~10分程度で発表。</u> 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 <p>③ 降灰予報(詳細)</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生した火山(※2)に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行 	○予報発表の細目について、漏れがあったことから適切な記載に修正								
予報の種類	発表基準	内容	発表時期																								
降灰予報(定時)	噴火警戒レベルが上がるなど、活動が高まり噴火の可能性が高い場合	18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供	噴火の発生に関わらず定期的に発表																								
降灰予報(速報)	「やや多量」以上の降灰が予測された場合	噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供	噴火後速やかに(5~10分程度)で発表																								
降灰予報(詳細)	「やや多量」以上の降灰が予測された場合	噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供	噴火後20~30分程度で発表																								

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																								
火山 -34	<p>(略)</p> <p>3 火山現象に関する情報等</p> <table border="1" data-bbox="172 877 1380 1123"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等を知らせるもの (追加)</td> <td>噴火が発生した場合に直ちに発表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	情報の種類	内容	発表時期	(略)	(略)	(略)	噴火に関する火山観測報	主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等を知らせるもの (追加)	噴火が発生した場合に直ちに発表	(略)	(略)	(略)	<p>い、噴火発生後 20～30 分程度で発表。</p> <p>・ 噴火発生から 6 時間先まで (1 時間ごと) に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。</p> <p>※1) 降灰予報 (定時) を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。</p> <p>降灰予報 (定時) が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>※2) 降灰予報 (定時) を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。</p> <p>降灰予報 (定時) が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>降灰予報 (速報) を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報 (詳細) も発表。</p> <p>(略)</p> <p>3 火山現象に関する情報等</p> <table border="1" data-bbox="1439 877 2647 1192"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>(削除) 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等を知らせるもの おおむね 30 分以上、連続的に継続している噴火については、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる</td> <td>噴火が発生した場合に直ちに発表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	情報の種類	内容	発表時期	(略)	(略)	(略)	噴火に関する火山観測報	(削除) 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等を知らせるもの おおむね 30 分以上、連続的に継続している噴火については、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる	噴火が発生した場合に直ちに発表	(略)	(略)	(略)	<p>○最新の説明文に更新</p>
情報の種類	内容	発表時期																									
(略)	(略)	(略)																									
噴火に関する火山観測報	主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等を知らせるもの (追加)	噴火が発生した場合に直ちに発表																									
(略)	(略)	(略)																									
情報の種類	内容	発表時期																									
(略)	(略)	(略)																									
噴火に関する火山観測報	(削除) 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等を知らせるもの おおむね 30 分以上、連続的に継続している噴火については、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる	噴火が発生した場合に直ちに発表																									
(略)	(略)	(略)																									

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧											新											備考			
火山 -38	(1) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難											(1) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難											○ 富士山広域避難計画改正による文言の修正等を反映			
	区分	溶岩流					融雪型 火山泥 流	降灰			小さな 噴石	降灰後 土石流	溶岩流					融雪型 火山泥 流	降灰			小さな 噴石		降灰後 土石流		
		火砕流、大きな 噴石											火砕流、大きな 噴石													
		火口形 成	第1次 避難対象 エリア	第2次 避難対象 エリア	第3次 避難対象 エリア	第4次 A 避難対象 エリア		第4次 B 避難対象 エリア	避難対象エ リア	避難対象エ リア			屋内退避対 象エリア	影響想定範 囲	避難対象エ リア	火口形 成	第1次 避難対象 エリア		第2次 避難対象 エリア	第3次 避難対象 エリア	第4次 A 避難対象 エリア				第4次 B 避難対象 エリア	避難対象エ リア
	噴火前	3	避難準備・避 難 避難 入山規制 【全方位】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	避難 避難 避難・入 山規制 【全方位】	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—
		4	避難 避難 避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	—	—	—	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	【降灰前に避難を要する場 避難準備 避難準備 避難準備			—	—	避難準備 避難 避難・入 山規制 【全方位】	—	—	—	—	避難準備 避難 避難・入 山規制 【全方位】	【降灰前に避難を要する場 避難準備 避難準備 避難準備				—	—	
		5	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	—	—	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【全方位】	避難準備 避難準備 避難準備	—	—	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難・入 山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入 山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入 山規制 【全方位】	—	—	避難 避難 避難・入 山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入 山規制 【全方位】	避難準備 避難準備 避難準備	避難準備 避難準備 避難準備		—	—	
	噴火開始直後	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【必要なライン】	避難準備 避難 入山規制 【必要なライ ン】	—	避難 避難 避難 【必要な範 囲】	降灰可能性 避難準備 避難準備 避難準備	屋内退避準 備 屋内退避準 備 屋内退避準 備	屋内退避準 備 屋内退避準 備 屋内退避準 備	—	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難・入 山規制 【全方位】	避難 避難 避難 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山 規制 【必要なライ ン】	—	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難・入 山規制 【必要な範 囲】	降灰可能性 避難準備 避難準備 避難準備	屋内退避準 備 屋内退避準 備 屋内退避準 備	屋内退避準 備 屋内退避準 備 屋内退避準 備	—		—		
	—：避難行動の対象外											—：避難行動の対象外														

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考																																																																																						
火山 -38	<p>(2) 噴火開始後の現象発生別の避難</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="6">溶岩流</th> <th colspan="2">降灰</th> <th>小さな噴石</th> <th>降灰後土石流</th> </tr> <tr> <th>第1次 避難対象エリア</th> <th>第2次 避難対象エリア</th> <th>第3次 避難対象エリア</th> <th>第4次A 避難対象エリア</th> <th colspan="2">第4次B 避難対象エリア</th> <th>避難対象エリア</th> <th>屋内退避対象エリア</th> <th>影響想定範囲</th> <th>降灰域内の 避難対象エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現象の発生</td> <td colspan="6">溶岩流の流下の場合</td> <td colspan="2">火山灰の降下の場合</td> <td>小さな噴石の降下の場合</td> <td>土石流の危険がある場合</td> </tr> <tr> <td>噴火開始後</td> <td>避難 避難 避難 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難 【対象ライン】</td> <td>避難準備 避難 入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難 【対象ライン】</td> <td>避難 屋内退避 屋内退避 屋内退避</td> <td>避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)</td> <td>避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	溶岩流						降灰		小さな噴石	降灰後土石流	第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア		避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	降灰域内の 避難対象エリア	現象の発生	溶岩流の流下の場合						火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合	土石流の危険がある場合	噴火開始後	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難準備 避難 入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)	避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)	<p>(2) 噴火開始後の現象発生別の避難</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="6">溶岩流</th> <th colspan="2">降灰</th> <th>小さな噴石</th> <th>降灰後土石流</th> </tr> <tr> <th>第1次 避難対象エリア</th> <th>第2次 避難対象エリア</th> <th>第3次 避難対象エリア</th> <th>第4次A 避難対象エリア</th> <th colspan="2">第4次B 避難対象エリア</th> <th>避難対象エリア</th> <th>屋内退避対象エリア</th> <th>影響想定範囲</th> <th>降灰域内の 避難対象エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現象の発生</td> <td colspan="6">溶岩流の流下の場合</td> <td colspan="2">火山灰の降下の場合</td> <td>小さな噴石の降下の場合</td> <td>土石流の危険がある場合</td> </tr> <tr> <td>噴火開始後</td> <td>避難 避難 避難 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難 【対象ライン】</td> <td>避難準備 避難 入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難 【対象ライン】</td> <td>避難 屋内退避 屋内退避 屋内退避</td> <td>避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)</td> <td>避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	溶岩流						降灰		小さな噴石	降灰後土石流	第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア		避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	降灰域内の 避難対象エリア	現象の発生	溶岩流の流下の場合						火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合	土石流の危険がある場合	噴火開始後	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難準備 避難 入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)	避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)	<p>○富士山広域避難計画改正による文言の修正</p>
区分	溶岩流						降灰		小さな噴石	降灰後土石流																																																																															
	第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア		避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	降灰域内の 避難対象エリア																																																																															
現象の発生	溶岩流の流下の場合						火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合	土石流の危険がある場合																																																																															
噴火開始後	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難準備 避難 入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)	避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)																																																																															
区分	溶岩流						降灰		小さな噴石	降灰後土石流																																																																															
	第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア		避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	降灰域内の 避難対象エリア																																																																															
現象の発生	溶岩流の流下の場合						火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合	土石流の危険がある場合																																																																															
噴火開始後	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難準備 避難 入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)	避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)																																																																															
火山 -49	<p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第2節 避難勧告等 3 入山規制 (追加)</p> <p>避難実施市町は、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する（下表）。 また、噴火警戒レベルの引き上げに伴い、入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客・登山者への早期下山の呼びかけを要請する。 入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。 入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第3次避難対象エリアより外側は、入山規制エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 住民等の避難 (1) 溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とする。また、円滑に避難することができない住民については、輸送車両（バス、トラック等）による輸送を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第2節 避難勧告等 3 登山の自粛・入山規制 (1) 登山の自粛等 県・市町・関係機関は、協議会が策定した「<u>「火山の状況に関する解説情報（臨時）」</u>による防災対応に関する申合せ書」により、五合目以上の登山の自粛の呼掛けや五合目より下の注意喚起を実施する。 (2) 入山規制 避難実施市町は、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する（下表）。 また、噴火警戒レベルの引き上げに伴い、入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客・登山者への早期下山の呼びかけを要請する。 入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。 入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第3次避難対象エリアより外側は、入山規制エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 住民等の避難 (1) 溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とする。また、円滑に避難することができない住民については、輸送車両（バス、トラック等）による輸送を行う。</p>	<p>○富士山広域避難計画改正による修正</p>																																																																																						

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考
	<p>(2) 避難先は避難対象エリア外の県内の受入市町の受入避難所を基本とする。</p> <p>(3) 医療・社会福祉施設に入院、入所又は通所している者については、施設管理者が他の施設等への移送又は家族等への引渡しを実施する。</p> <p>(4) 避難する場合、火山灰や小さな噴石の降下に備え、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどの着用を努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(2) 避難先は避難対象エリア外の県内の受入市町の受入避難所を基本とする。</p> <p>(3) 医療・社会福祉施設に入院、入所又は通所している者については、施設管理者が他の施設等への移送又は家族等への引渡しを実施する。</p> <p>(4) 避難する場合、火山灰や小さな噴石の降下に備え、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどの着用を努める。</p> <p><u>(5) 観光客・登山者の避難路については、「富士山噴火時避難ルートマップ」によるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>○富士山広域避難計画改正による修正</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																																																																																																																																																																								
大火災 -16	7 大火災対策の巻 I 大火災対策計画 (略) II 大爆発対策計画 第1章 総則 第3節 予想される災害と地域 (略)	7 大火災対策編 I 大火災対策計画 (略) II 大爆発対策計画 第1章 総則 第3節 予想される災害と地域 (略)	○ 時点更新																																																																																																																																																																								
	県内危険物施設	県内火薬類製造施設		県内危険物施設	県内火薬類製造施設																																																																																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>県 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製 造 所</td> <td>227</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貯 蔵 所</td> <td>屋内 貯蔵所</td> <td>2,471</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク "</td> <td>2,547</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク "</td> <td>504</td> </tr> <tr> <td>地下タンク "</td> <td>2,180</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク "</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>移動タンク "</td> <td>1,737</td> </tr> <tr> <td>屋 外 "</td> <td>411</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>10,126</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取 扱 所</td> <td>給油 取扱所</td> <td>2,134</td> </tr> <tr> <td>第1種販売 "</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>第2種販売 "</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>移 送 "</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>一 般 "</td> <td>2,213</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>4,395</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>14,521</td> </tr> <tr> <td>事業所数</td> <td>6,719</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		県 計	製 造 所	227	貯 蔵 所	屋内 貯蔵所	2,471	屋外タンク "	2,547	屋内タンク "	504	地下タンク "	2,180	簡易タンク "	49	移動タンク "	1,737	屋 外 "	411	小 計	10,126	取 扱 所	給油 取扱所	2,134	第1種販売 "	36	第2種販売 "	4	移 送 "	8	一 般 "	2,213	小 計	4,395	合 計	14,521	事業所数	6,719	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市 町 名</th> <th>事業所名</th> <th>製造する火薬類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南伊豆町</td> <td>(株)ホリエンタープライズ伊豆煙火工場</td> <td>打揚煙火、玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>裾野市</td> <td>日邦工業(株)</td> <td>実包</td> </tr> <tr> <td>富士市</td> <td>勝又煙火店(勝又正幸)</td> <td>仕掛煙火</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>(株)光屋窪田煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>(株)静玉屋</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>藤枝市</td> <td>(株)白井煙火 岡部工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>(株)神戸煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>(株)イケブン寺島工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>(株)イケブン野竹工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>島田市</td> <td>井上玩具煙火(株)中河工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>井上玩具煙火(株)大津工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>井上玩具煙火(株)大津第2工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>湖西市</td> <td>三遠煙火(株)</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>浜松市</td> <td>田畑煙火(株)</td> <td>打揚煙火</td> </tr> </tbody> </table>	市 町 名	事業所名	製造する火薬類	南伊豆町	(株)ホリエンタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火	裾野市	日邦工業(株)	実包	富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火	静岡市	(株)光屋窪田煙火工場	打揚煙火	"	(株)静玉屋	打揚煙火	藤枝市	(株)白井煙火 岡部工場	打揚煙火	"	(株)神戸煙火工場	打揚煙火	"	(株)イケブン寺島工場	打揚煙火	"	(株)イケブン野竹工場	打揚煙火	島田市	井上玩具煙火(株)中河工場	玩具煙火	"	井上玩具煙火(株)大津工場	玩具煙火	"	井上玩具煙火(株)大津第2工場	玩具煙火	湖西市	三遠煙火(株)	打揚煙火	浜松市	田畑煙火(株)	打揚煙火	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>県 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製 造 所</td> <td>229</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貯 蔵 所</td> <td>屋内 貯蔵所</td> <td>2457</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク "</td> <td>2,505</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク "</td> <td>495</td> </tr> <tr> <td>地下タンク "</td> <td>2,132</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク "</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>移動タンク "</td> <td>1,639</td> </tr> <tr> <td>屋 外 "</td> <td>406</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>9,685</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取 扱 所</td> <td>給油 取扱所</td> <td>2,098</td> </tr> <tr> <td>第1種販売 "</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>第2種販売 "</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>移 送 "</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>一 般 "</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>4,345</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>14,259</td> </tr> <tr> <td>事業所数</td> <td>6,606</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	県 計	製 造 所	229	貯 蔵 所	屋内 貯蔵所	2457	屋外タンク "	2,505	屋内タンク "	495	地下タンク "	2,132	簡易タンク "	51	移動タンク "	1,639	屋 外 "	406	小 計	9,685	取 扱 所	給油 取扱所	2,098	第1種販売 "	35	第2種販売 "	4	移 送 "	8	一 般 "	2,200	小 計	4,345	合 計	14,259	事業所数	6,606	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市 町 名</th> <th>事業所名</th> <th>製造する火薬類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南伊豆町</td> <td>(株)ホリエンタープライズ伊豆煙火工場</td> <td>打揚煙火、玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>裾野市</td> <td>日邦工業(株)</td> <td>実包</td> </tr> <tr> <td>富士市</td> <td>勝又煙火店(勝又正幸)</td> <td>仕掛煙火</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>(株)光屋窪田煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>(株)静玉屋</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>藤枝市</td> <td>(株)白井煙火 岡部工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>(株)神戸煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>(株)イケブン寺島工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>(株)イケブン野竹工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>島田市</td> <td>井上玩具煙火(株)中河工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>井上玩具煙火(株)大津工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>井上玩具煙火(株)大津第2工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>湖西市</td> <td>三遠煙火(株)</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>浜松市</td> <td>田畑煙火(株)</td> <td>打揚煙火</td> </tr> </tbody> </table>	市 町 名	事業所名	製造する火薬類	南伊豆町	(株)ホリエンタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火	裾野市	日邦工業(株)	実包	富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火	静岡市	(株)光屋窪田煙火工場	打揚煙火	"	(株)静玉屋	打揚煙火	藤枝市	(株)白井煙火 岡部工場	打揚煙火	"	(株)神戸煙火工場	打揚煙火	"	(株)イケブン寺島工場	打揚煙火	"	(株)イケブン野竹工場	打揚煙火	島田市	井上玩具煙火(株)中河工場	玩具煙火	"	井上玩具煙火(株)大津工場	玩具煙火	"	井上玩具煙火(株)大津第2工場	玩具煙火	湖西市	三遠煙火(株)	打揚煙火	浜松市	田畑煙火(株)	打揚煙火
	区 分	県 計																																																																																																																																																																									
	製 造 所	227																																																																																																																																																																									
	貯 蔵 所	屋内 貯蔵所		2,471																																																																																																																																																																							
		屋外タンク "		2,547																																																																																																																																																																							
		屋内タンク "		504																																																																																																																																																																							
		地下タンク "		2,180																																																																																																																																																																							
		簡易タンク "		49																																																																																																																																																																							
		移動タンク "		1,737																																																																																																																																																																							
		屋 外 "		411																																																																																																																																																																							
		小 計		10,126																																																																																																																																																																							
	取 扱 所	給油 取扱所		2,134																																																																																																																																																																							
		第1種販売 "		36																																																																																																																																																																							
第2種販売 "		4																																																																																																																																																																									
移 送 "		8																																																																																																																																																																									
一 般 "		2,213																																																																																																																																																																									
小 計		4,395																																																																																																																																																																									
合 計	14,521																																																																																																																																																																										
事業所数	6,719																																																																																																																																																																										
市 町 名	事業所名	製造する火薬類																																																																																																																																																																									
南伊豆町	(株)ホリエンタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火																																																																																																																																																																									
裾野市	日邦工業(株)	実包																																																																																																																																																																									
富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火																																																																																																																																																																									
静岡市	(株)光屋窪田煙火工場	打揚煙火																																																																																																																																																																									
"	(株)静玉屋	打揚煙火																																																																																																																																																																									
藤枝市	(株)白井煙火 岡部工場	打揚煙火																																																																																																																																																																									
"	(株)神戸煙火工場	打揚煙火																																																																																																																																																																									
"	(株)イケブン寺島工場	打揚煙火																																																																																																																																																																									
"	(株)イケブン野竹工場	打揚煙火																																																																																																																																																																									
島田市	井上玩具煙火(株)中河工場	玩具煙火																																																																																																																																																																									
"	井上玩具煙火(株)大津工場	玩具煙火																																																																																																																																																																									
"	井上玩具煙火(株)大津第2工場	玩具煙火																																																																																																																																																																									
湖西市	三遠煙火(株)	打揚煙火																																																																																																																																																																									
浜松市	田畑煙火(株)	打揚煙火																																																																																																																																																																									
区 分	県 計																																																																																																																																																																										
製 造 所	229																																																																																																																																																																										
貯 蔵 所	屋内 貯蔵所	2457																																																																																																																																																																									
	屋外タンク "	2,505																																																																																																																																																																									
	屋内タンク "	495																																																																																																																																																																									
	地下タンク "	2,132																																																																																																																																																																									
	簡易タンク "	51																																																																																																																																																																									
	移動タンク "	1,639																																																																																																																																																																									
	屋 外 "	406																																																																																																																																																																									
	小 計	9,685																																																																																																																																																																									
取 扱 所	給油 取扱所	2,098																																																																																																																																																																									
	第1種販売 "	35																																																																																																																																																																									
	第2種販売 "	4																																																																																																																																																																									
	移 送 "	8																																																																																																																																																																									
	一 般 "	2,200																																																																																																																																																																									
	小 計	4,345																																																																																																																																																																									
合 計	14,259																																																																																																																																																																										
事業所数	6,606																																																																																																																																																																										
市 町 名	事業所名	製造する火薬類																																																																																																																																																																									
南伊豆町	(株)ホリエンタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火																																																																																																																																																																									
裾野市	日邦工業(株)	実包																																																																																																																																																																									
富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火																																																																																																																																																																									
静岡市	(株)光屋窪田煙火工場	打揚煙火																																																																																																																																																																									
"	(株)静玉屋	打揚煙火																																																																																																																																																																									
藤枝市	(株)白井煙火 岡部工場	打揚煙火																																																																																																																																																																									
"	(株)神戸煙火工場	打揚煙火																																																																																																																																																																									
"	(株)イケブン寺島工場	打揚煙火																																																																																																																																																																									
"	(株)イケブン野竹工場	打揚煙火																																																																																																																																																																									
島田市	井上玩具煙火(株)中河工場	玩具煙火																																																																																																																																																																									
"	井上玩具煙火(株)大津工場	玩具煙火																																																																																																																																																																									
"	井上玩具煙火(株)大津第2工場	玩具煙火																																																																																																																																																																									
湖西市	三遠煙火(株)	打揚煙火																																																																																																																																																																									
浜松市	田畑煙火(株)	打揚煙火																																																																																																																																																																									
	※平成 29 年 4 月 1 日現在	※平成 30 年 4 月 1 日現在																																																																																																																																																																									

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧									新									備考				
	区分	冷凍 アンモニア	液化石油 ガス LPG	一般高圧ガス					その他	区分	冷凍 アンモニア	液化石油 ガス LPG	一般高圧ガス					その他					
				酸素	水素	アンモニア	塩素							酸素	水素	アンモニア	塩素						
大火 災 -17	高圧ガス製造事業所 (第1種)																			○ 時点更新			
	下田市		3	1	1										1	1							
	伊東市		3	1	1										1	1							
	熱海市		2	1	1										1	1							
	三島市		4	1	1										1	1							
	沼津市	1	11	2	1										1	1							天然ガス1
	裾野市		3	4	1	1									1	1							天然ガス1、メタン1
	御殿場市		10	4	3										3	3							天然ガス1
	富士市		13	15	7	2	2	1							7	2	2	1					天然ガス3
	富士宮市	1	6	8	2										2	2							天然ガス6
	静岡市	9	25	24	11	2		1							11	2		1					エタン1、エチレン1、塩化水素1、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン1、ジメチルエタン1
	焼津市	11	11	4	1										1	1							天然ガス3
	藤枝市		5																				
	島田市	3	9	3																			天然ガス3
	掛川市		14	7	2	2									2	2							天然ガス2、トリメチルアミン1
	袋井市	2	9	6			1										1						ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニル1、三塩化窒素1
	磐田市	1	10	14	2	2	1								2	2	1						塩化ビニル1、天然ガス8
	浜松市		27	26	14	2	2								14	2	2						アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イソ1
	湖西市		6	2	1	1									1	1							
	伊豆市		1																				
	御前崎市		2	1											1								トリメチルアミン1
	伊豆の国市		6																				
	菊川市		3																				
	牧之原市		6	1											1								天然ガス1
	賀茂郡		4																				
	田方郡		2																				
	駿東郡		10	3	2										2	2							天然ガス1
	榛原郡		5	3	2										2	2							天然ガス1
周智郡																							
計		28	210	131	53	12	6	2						53	12	6	2				58		
※平成29年4月1日現在 ※不活性ガス・圧縮空気を除く。 ※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合がありますため、ガス別の事業者数 (略)																							
高圧ガス製造事業所 (第1種)																			○ 時点更新				
下田市		3	1	1										1	1								
伊東市		3	1	1										1	1								
熱海市		2	1	1										1	1								
三島市		4	1	1										1	1								
沼津市	1	10	2	1										1	1							天然ガス1	
裾野市		3	4	1	1									1	1							天然ガス1、メタン1	
御殿場市		9	4	3										3	3							天然ガス1	
富士市		13	15	7	2	2	1							7	2	2	1					天然ガス3	
富士宮市	1	6	8	2										2	2							天然ガス6	
静岡市	9	23	24	11	2		1							11	2		1					エタン1、エチレン1、塩化水素1、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン1、ジメチルエタン1	
焼津市	11	9	4	1										1	1							天然ガス3	
藤枝市		5																					
島田市	4	9	3																			天然ガス3	
掛川市		15	8	2	2									2	2							天然ガス2、トリメチルアミン2	
袋井市	2	9	6			1										1						ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニル1、三塩化窒素1	
磐田市	1	10	14	2	2	1								2	2	1						塩化ビニル1、天然ガス8	
浜松市		27	26	14	2	2								14	2	2						アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イソ1	
湖西市		4	2	1	1									1	1								
伊豆市		1																					
御前崎市		2	1											1								トリメチルアミン1	
伊豆の国市		6																					
菊川市		3																					
牧之原市		6	1											1								天然ガス1	
賀茂郡		4																					
田方郡		2																					
駿東郡		10	3	2										2	2							天然ガス1	
榛原郡		5	3	2										2	2							天然ガス1	
周智郡																							
計		29	203	132	53	12	6	2						53	12	6	2				59		
※平成30年4月1日現在 ※不活性ガス・圧縮空気を除く。 ※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合がありますため、ガス別の事業者数 (略)																							

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																																				
大規模事故-5	<p>8 大規模事故対策の巻</p> <p>I 道路事故対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3節 予想される事故と地域</p> <p>1 県内の道路状況 (平成28年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>3</td> <td>351.5</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td>1,223.5</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>308</td> <td>3,268.0</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>108,511</td> <td>32,162.7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>108,840</td> <td>37,005.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	3	351.5	一般国道	18	1,223.5	県道	308	3,268.0	市町道	108,511	32,162.7	合計	108,840	37,005.7	<p>8 大規模事故対策編</p> <p>I 道路事故対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3節 予想される事故と地域</p> <p>1 県内の道路状況 (平成29年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>3</td> <td>351.5</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td>1224.4</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>308</td> <td>3264.6</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>108,803</td> <td>32,204.8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>109,132</td> <td>37,045.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	3	351.5	一般国道	18	1224.4	県道	308	3264.6	市町道	108,803	32,204.8	合計	109,132	37,045.3	○ 時点更新
道路の種類	路線数	実延長(km)																																					
高速自動車国道	3	351.5																																					
一般国道	18	1,223.5																																					
県道	308	3,268.0																																					
市町道	108,511	32,162.7																																					
合計	108,840	37,005.7																																					
道路の種類	路線数	実延長(km)																																					
高速自動車国道	3	351.5																																					
一般国道	18	1224.4																																					
県道	308	3264.6																																					
市町道	108,803	32,204.8																																					
合計	109,132	37,045.3																																					
大規模事故-5	<p>4 道路交通危険箇所</p> <p>平成29年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。</p> <p>(略)</p>	<p>4 道路交通危険箇所</p> <p>平成30年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。</p> <p>(略)</p>	○ 時点更新																																				
大規模事故-9	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第5節 道路トンネル事故の予防対策</p> <p>1 主要なトンネルの現状</p> <p>静岡県内の長大トンネル表中、No.76別所トンネルの延長(m)「<u>984</u>」</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第5節 道路トンネル事故の予防対策</p> <p>1 主要なトンネルの現状</p> <p>静岡県内の長大トンネル表中、No.76別所トンネルの延長(m)「<u>948</u>」</p> <p>(略)</p>	○ 正しい数値に訂正																																				
大規模事故-39	<p>Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 応急対策</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>表中、「<u>静岡河川工事事務所</u>」</p>	<p>Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 応急対策</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>表中、「<u>静岡河川事務所</u>」</p>	○ 名称の訂正																																				

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考
全ての巻	各章各節 「 <u>危機管理局</u> 」 「 <u>賀茂振興局</u> 」 「 <u>会計管理課</u> 」	各章各節 「 <u>地域局</u> 」 「 <u>賀茂地域局</u> 」 「 <u>会計課</u> 」 ※その他 災害対策組織等に県の組織改編に伴う修正を反映（静岡県災害対策本部運営要領による）	○県の組織改編をふまえた修正
	「 <u>〇〇の巻</u> 」	「 <u>〇〇編</u> 」	○冊子を合冊することによる